

特許法等の一部を改正する法律案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）  
 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（第一条関係）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第二十八条）</p> <p>第二章 特許及び特許出願（第二十九条 第四十六条）</p> <p>第三章 審査（第四十七条 第六十三条）</p> <p>第三章の二 出願公開（第六十四条 第六十五条）</p> <p>第四章 特許権</p> <p>第一節 特許権（第六十六条 第九十九条）</p> <p>第二節 権利侵害（第一百条 第一百六条）</p> <p>第三節 特許料（第一百七条 第一百二十二条の三）</p> <p>第五章 削除</p> <p>第六章 審判（第二百一一条 第七十条）</p> <p>第七章 再審（第一百七一条 第七十七条）</p> <p>第八章 訴訟（第七十八条 第八十四条の二）</p> <p>第九章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第八十条の三 第八十四条の二十）</p> <p>第十章 雑則（第八十五条 第九十五条の四）</p> <p>第十一章 罰則（第九十六条 第二百四条）</p> <p>附則</p> <p>（法人でない社団等の手続をする能力）</p> <p>第六条 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において次に掲げる手続をすることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 特許無効審判又は延長登録無効審判を請求すること。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第二十八条）</p> <p>第二章 特許及び特許出願（第二十九条 第四十六条）</p> <p>第三章 審査（第四十七条 第六十三条）</p> <p>第三章の二 出願公開（第六十四条 第六十五条）</p> <p>第四章 特許権</p> <p>第一節 特許権（第六十六条 第九十九条）</p> <p>第二節 権利侵害（第一百条 第一百六条）</p> <p>第三節 特許料（第一百七条 第一百二十二条の三）</p> <p>第五章 特許異議の申立て（第一百三十三条 第二十條の六）</p> <p>第六章 審判（第二百一一条 第七十条）</p> <p>第七章 再審（第一百七一条 第七十七条）</p> <p>第八章 訴訟（第七十八条 第八十四条の二）</p> <p>第九章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第八十条の三 第八十四条の二十）</p> <p>第十章 雑則（第八十五条 第九十五条の四）</p> <p>第十一章 罰則（第九十六条 第二百四条）</p> <p>附則</p> <p>（法人でない社団等の手続をする能力）</p> <p>第六条 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において次に掲げる手続をすることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 特許異議の申立てをすること。</p> <p>三 第二百三條第一項又は第二百二十五條の二第一項の審判を請求すること。</p>

三 第七十一条第一項の規定により特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審を請求すること。

2 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審を請求されることが出来る。

(未成年者、成年被後見人等の手続をする能力)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 被保佐人又は法定代理人が、相手方が請求した審判又は再審について手続をするときは、前二項の規定は、適用しない。

(代理権の範囲)

第九条 日本国内に住所又は居所(法人にあつては、営業所)を有する者であつて手続をするものの委任による代理人は、特別の授權を得なければ、特許出願の変更、放棄若しくは取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請若しくは申立ての取下げ、第四十一条第一項の優先権の主張若しくはその取下げ、出願公開の請求、拒絶査定不服審判の請求、特許権の放棄又は復代理人の選任をすることができない。

(複数当事者の相互代表)

第十四条 二人以上が共同して手続をしたときは、特許出願の変更、放棄及び取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請又は申立ての取下げ、第四十一条第一項の優先権の主張及びその取下げ、出願公開の請求並びに拒絶査定不服審判の請求以外の手続については、各人が全員を代表するものとする。ただし、代表者を定めて特許庁に届け出たときは、

四 第七十一条第一項の規定により第二百二十三条第一項又は第二百二十五条の二第一項の審判の確定審決に対する再審を請求すること。

2 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において第二百二十三条第一項又は第二百二十五条の二第一項の審判の確定審決に対する再審を請求されることが出来る。

(未成年者、成年被後見人等の手続をする能力)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 被保佐人又は法定代理人が、その特許権に係る特許異議の申立て又は相手方が請求した審判若しくは再審について手続をするときは、前二項の規定は、適用しない。

(代理権の範囲)

第九条 日本国内に住所又は居所(法人にあつては、営業所)を有する者であつて手続をするものの委任による代理人は、特別の授權を得なければ、特許出願の変更、放棄若しくは取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請若しくは申立ての取下げ、第四十一条第一項の優先権の主張若しくはその取下げ、出願公開の請求、第二百二十一条第一項の審判の請求、特許権の放棄又は復代理人の選任をすることができない。

(複数当事者の相互代表)

第十四条 二人以上が共同して手続をしたときは、特許出願の変更、放棄及び取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請又は申立ての取下げ、第四十一条第一項の優先権の主張及びその取下げ、出願公開の請求並びに第二百二十一条第一項の審判の請求以外の手続については、各人が全員を代表するものとする。ただし、代表者を定めて特許庁に届け出た

この限りでない。

(手続の補正)

第十七条 手続をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、次条から第十七条の四までの規定により補正をすることができる場合を除き、願書に添付した明細書、特許請求の範囲、図面若しくは要約書又は第三百三十四条の二第一項の訂正若しくは訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲若しくは図面について補正をすることができない。

2  
4 (略)

(願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)

第十七条の二 特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前においては、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。ただし、第五十条の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限り、補正をすることができる。

一 第五十条(第五十九条第二項(第七十四条第一項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による通知(以下この条において「拒絶理由通知」という。)を最初に受けた場合において、第五十条の規定により指定された期間内にするとき。

二・三 (略)

四 拒絶査定不服審判を請求する場合において、その審判の請求の日から三十日以内にするとき。

2  
4 (略)

5 第二百二十六条第五項の規定は、前項第二号の場合に準用する。

ときは、この限りでない。

(手続の補正)

第十七条 手続をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、次条から第十七条の四までの規定により補正をすることができる場合を除き、願書に添付した明細書、特許請求の範囲、図面若しくは要約書又は第二百二十条の四第二項若しくは第三百三十四条第二項の訂正若しくは第二百二十六条第一項の審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲若しくは図面について補正をすることができない。

2  
4 (略)

(願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)

第十七条の二 特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前においては、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。ただし、第五十条の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限り、補正をすることができる。

一 第五十条(第五十九条第二項(第七十四条第二項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による通知(以下この条において「拒絶理由通知」という。)を最初に受けた場合において、第五十条の規定により指定された期間内にするとき。

二・三 (略)

四 第二百二十一条第一項の審判を請求する場合において、その審判の請求の日から三十日以内にするとき。

2  
4 (略)

5 第二百二十六条第四項の規定は、前項第二号の場合に準用する。

(訂正に係る明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)  
第十七条の四

特許無効審判の被請求人は、第三百三十四条第一項若しくは第二項、第三百三十四条の二第三項、第三百三十四条の三第一項若しくは第二項又は第五百五十二条第二項の規定により指定された期間内に限り、第三百三十四条の二第一項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

2 | 訂正審判の請求人は、第五百五十六条第一項の規定による通知がある前(同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあっては、その後更に同条第一項の規定による通知がある前)に限り、訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

第二十三条 特許庁長官又は審判官は、中断した審査、審判又は再審の手續を受け継ぐべき者が受継を怠つたときは、申立てにより又は職権で、相当の期間を指定して、受継を命じなければならぬ。

2・3 (略)

第二十四条 民事訴訟法第二百二十四条(第一項第六号を除く)、第二百二十五条から第二百二十七条まで、第二百二十八条第一項、第三百十条、第三百十一条及び第三百二十二条第二項(訴訟手續の中断及び中止)の規定は、審査、審判又は再審の手續に準用する。この場合において、同法第二百二十四条第二項中「訴訟代理人」とあるのは「審査、審判又は再審の委任による代理人」と、同法第二百二十七条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又は審

(訂正に係る明細書、特許請求の範囲又は図面の補正)

第十七条の四 特許権者は、第二百十条の四第一項及び同条第三項において準用する第六十五条の規定により指定された期間内に限り、第二十條の四第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

2 | 第二百二十三条第一項の審判の被請求人は、第三百三十四条第一項、同条第五項において準用する第六十五条又は第五百五十二条第二項の規定により指定された期間内に限り、第三百三十四条第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

3 | 第二百二十六条第一項の審判の請求人は、第五百五十六条第一項の規定による通知がある前(同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあっては、その後更に同条第一項の規定による通知がある前)に限り、第二百二十六条第一項の審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

第二十三条 特許庁長官又は審判官は、中断した審査、特許異議の申立てについての審理及び決定、審判又は再審の手續を受け継ぐべき者が受継を怠つたときは、申立てにより又は職権で、相当の期間を指定して、受継を命じなければならぬ。

2・3 (略)

第二十四条 民事訴訟法第二百二十四条(第一項第六号を除く)、第二百二十五条から第二百二十七条まで、第二百二十八条第一項、第三百十条、第三百十一条及び第三百二十二条第二項(訴訟手續の中断及び中止)の規定は、審査、特許異議の申立てについての審理及び決定、審判又は再審の手續に準用する。この場合において、同法第二百二十四条第二項中「訴訟代理人」とあるのは「審査、特許異議の申立てについての審理及び決定、審判又は再審

判長」と、同法第二百二十八条第一項及び第三百一条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又は審判官」と、同法第二百三十条中「裁判所」とあるのは「特許庁」と読み替えるものとする。

(特許証の交付)

第二十八条 特許庁長官は、特許権の設定の登録があつたとき、又は願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは図面の訂正をすべき旨の審決が確定した場合において、その登録があつたときは、特許権者に対し、特許証を交付する。

2 (略)

第三十七条 二以上の発明については、経済産業省令で定める技術的関係を有することにより発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するときは、一の願書で特許出願をすることができ

の委任による代理人」と、同法第二百二十七条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又は審判長」と、同法第二百二十八条第一項及び第三百一条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又は審判官」と、同法第二百三十条中「裁判所」とあるのは「特許庁」と読み替えるものとする。

(特許証の交付)

第二十八条 特許庁長官は、特許権の設定の登録があつたとき、又は願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは図面の訂正をすべき旨の決定若しくは審決が確定した場合において、その登録があつたときは、特許権者に対し、特許証を交付する。

2 (略)

第三十七条 二以上の発明については、これらの発明が一の請求項に記載される発明(以下「特定発明」という。)とその特定発明に対し次に掲げる関係を有する発明であるときは、一の願書で特許出願をすることができる。

- 一 その特定発明と産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一である発明
- 二 その特定発明と産業上の利用分野及び請求項に記載する事項の主要部が同一である発明
- 三 その特定発明が物の発明である場合において、その物を生産する方法の発明、その物を使用する方法の発明、その物を取り扱う方法の発明、その物を生産する機械、器具、装置その他の物の発明、その物の特定の性質を専ら利用する物の発明又はその物を取り扱う物の発明
- 四 その特定発明が方法の発明である場合において、その方法の発明の実施に直接使用する機械、器具、装置その他の物の発明
- 五 その他政令で定める関係を有する発明

(特許出願等に基づく優先権主張)

(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十一条 (略)

2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(当該先の出願が外国語書面出願である場合にあっては、外国語書面)に記載された発明(当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項(同法第十一条第一項において準用する場合を含む。))の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の書類(明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に相当するものに限る。)に記載された発明を除く。)についての第二十九条、第二十九条の二本文、第三十条第一項から第三項まで、第二十九条第一項から第四項まで、第六十九条第二項第二号、第七十二条、第七十九条、第八十一条、第八十二条第一項、第四百四条(第六十五条第五項(第八十一条の十第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)及び第二百二十六条第五項(第十七条の二第五項及び第三百三十四条の二第五項において準用する場合を含む。)、同法第七条第三項及び第十七条、意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第二十九条並びに第三十三条の二第一項及び第三十三条の三第一項(同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。))の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3・4 (略)

(補正の却下)

第五十三条 (略)

2 (略)

第四十一条 (略)

2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(当該先の出願が外国語書面出願である場合にあっては、外国語書面)に記載された発明(当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項(同法第十一条第一項において準用する場合を含む。))の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の書類(明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に相当するものに限る。)に記載された発明を除く。)についての第二十九条、第二十九条の二本文、第三十条第一項から第三項まで、第二十九条第一項から第四項まで、第六十九条第二項第二号、第七十二条、第七十九条、第八十一条、第八十二条第一項、第四百四条(第六十五条第五項(第八十一条の十第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)及び第二百二十六条第四項(第十七条の二第五項、第二百二十条の四第三項及び第三百三十四条第五項において準用する場合を含む。)、同法第七条第三項及び第十七条、意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第二十九条並びに第三十三条の二第一項及び第三十三条の三第一項(同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。))の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3・4 (略)

(補正の却下)

第五十三条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による却下の決定に対しては、不服を申し立てることができない。ただし、拒絶査定不服審判を請求した場合における審判においては、この限りでない。

(訴訟との関係)

第五十四条 審査において必要があると認めるときは、審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

2 (略)

(出願公開の効果等)

第六十五条 (略)

2・3 (略)

4 出願公開後に特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第十二条第六項の規定により特許権が初めから存在しなかつたものとみなされたとき(更に第十二条の第二項の規定により特許権が初めから存在していたものとみなされたときを除く。)、又は第二百二十五条ただし書の場合を除き特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、第一項の請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。

5 (略)

(特許権の設定の登録)

第六十六条 (略)

2・4 (略)

3 第一項の規定による却下の決定に対しては、不服を申し立てることができない。ただし、第二百一十一条第一項の審判を請求した場合における審判においては、この限りでない。

(訴訟との関係)

第五十四条 審査において必要があると認めるときは、特許異議の申立てについての決定若しくは審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

2 (略)

(出願公開の効果等)

第六十五条 (略)

2・3 (略)

4 出願公開後に特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第十二条第六項の規定により特許権が初めから存在しなかつたものとみなされたとき(更に第十二条の第二項の規定により特許権が初めから存在していたものとみなされたときを除く。)、第二百一十四条第二項の取消決定が確定したとき、又は第二百二十五条ただし書の場合を除き特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、第一項の請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。

5 (略)

(特許権の設定の登録)

第六十六条 (略)

2・4 (略)

5 特許庁長官は、特許掲載公報の発行の日から五月間、特許庁において出願書類及びその附属物件を公衆の縦覧に供しなればならない。ただし、個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがある書類又は物件及び公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある書類又は物件であつて、特許庁長官が秘密を保持す

第七十一条 (略)

2 (略)

3 第三十一条第一項、第三十一条の二第一項本文、第三十二条第一項及び第二項、第三十二条、第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項及び第四項、第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条第二項、第三十八条、第三十九条(第六号を除く)、第四十条から第四十四条まで、第四十五条第二項から第五項まで、第四十七条第一項及び第二項、第五十条第一項から第五項まで、第五十一条から第五十四条まで、第五十五条第一項、第五十七条並びに第六十九条第三項、第四項及び第六項の規定は、第一項の判定に準用する。この場合において、第三十五条中「審決」とあるのは「決定」と、第四十五条第二項中「前項に規定する審判以外の審判」とあるのは「判定の審理」と、同条第五項ただし書中「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき」とあるのは「審判長が必要があると認めるとき」と、第五十一条中「第四十七条」とあるのは「第四十七條第一項及び第二項」と、第五十五条第一項中「審決が確定するまで」とあるのは「判定の謄本が送達されるまで」と読み替えるものとする。

4 (略)

(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)  
第八十条 次の各号のいずれかに該当する者であつて、特許無効

る必要があると認めるものについては、この限りでない。

6 特許庁長官は、個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがある書類又は物件であつて、前項ただし書の規定により特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるもの以外のものを縦覧に供しようとするときは、当該書類又は物件を提出した者に對し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

第七十一条 (略)

2 (略)

3 第三十一条第一項及び第二項本文、第三十二条第一項及び第二項、第三十二条、第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項及び第四項、第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条第二項、第三十八条、第三十九条(第六号を除く)、第四十条から第四十四条まで、第四十五条第二項から第五項まで、第四十六条、第四十七条第一項及び第二項、第五十条第一項から第五項まで、第五十一条から第五十四条まで、第五十五条第一項、第五十七條並びに第六十九条第三項、第四項及び第六項の規定は、第一項の判定に準用する。この場合において、第三十五条中「審決」とあるのは「決定」と、第四十五条第二項中「前項に規定する審判以外の審判」とあるのは「判定の審理」と、同条第五項ただし書中「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき」とあるのは「審判長が必要があると認めるとき」と、第五十一条中「第四十七条」とあるのは「第四十七條第一項及び第二項」と、第五十五条第一項中「審決が確定するまで」とあるのは「判定の謄本が送達されるまで」と読み替えるものとする。

4 (略)

(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)  
第八十条 次の各号の一に該当する者であつて、第二百二十二条第

審判の請求の登録前に、特許が第二百二十三条第一項各号のいずれかに規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許を無効にした場合における特許権又はその際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合において、特許無効審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者

2 (略)

(特許料)

第七十七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間(同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの)の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年二千六百円に一請求項につき二百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年八千円に一請求項につき六百円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年二万四千三百円に一請求項につき千九百円を加えた額

一項の審判の請求の登録前に、特許が同項各号の一に規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許を無効にした場合における特許権又はその際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合において、第二百二十三条第一項の審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者

2 (略)

(特許料)

第七十七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間(同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの)の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年一万三千円に一請求項につき千円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年二万三千円に一請求項につき千六百円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年四万六千円に一請求項につき三千二百円を加えた額

第十年から 第二十五年まで	(略)
------------------	-----

2 前項の規定は、国に属する特許権には、適用しない。

3 第一項の特許料は、特許権が国又は第九十九条の規定若しくは他の法令の規定による特許料の軽減若しくは免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する特許料の金額減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

4・5 (略)

(既納の特許料の返還)  
 第百十一条 既納の特許料は、次に掲げるものに限り、納付した者の請求により返還する。

- 一 (略)
- 二 特許を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各

第十年から 第二十五年まで	(略)
------------------	-----

2 前項の規定は、国又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）であつてその業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに属する特許権には、適用しない。

3 第一項の規定は、国と前項の政令で定める独立行政法人との共有又は同項の政令で定める独立行政法人の共有に係る特許権には、適用しない。

4 第一項の特許料は、特許権が国等（国又は第二項の政令で定める独立行政法人をいう。第九十五条第四項及び第六項において同じ。）と国等以外の者（国及び第二項の政令で定める独立行政法人以外の者をいう。以下この項及び同条第六項において同じ。）との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する特許料の金額に国等以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国等以外の者がその額を納付しなければならない。

5・6 (略)

(既納の特許料の返還)  
 第百十一条 既納の特許料は、次に掲げるものに限り、納付した者の請求により返還する。

- 一 (略)
- 二 第百十四条第二項の取消決定又は特許を無効にすべき旨の

年分の特許料

三 (略)

2 前項の規定による特許料の返還は、同項第一号の特許料については納付した日から一年、同項第二号及び第三号の特許料については審査が確定した日から六月を経過した後は、請求することができない。

第五章 削除

第百十二條から第百二十條まで 削除

審査が確定した年の翌年以後の各年分の特許料

三 (略)

2 前項の規定による特許料の返還は、同項第一号の特許料については納付した日から一年、同項第二号及び第三号の特許料については第百十四條第二項の取消決定又は審査が確定した日から六月を経過した後は、請求することができない。

第五章 特許異議の申立て

(特許異議の申立て)

第百十三條 何人も、特許掲載公報の発行の日から六月以内に限り、特許庁長官に、特許が次の各号のいずれかに該当することを理由として特許異議の申立てをすることができる。この場合において、二以上の請求項に係る特許については、請求項ごとに特許異議の申立てをすることができる。

一 その特許が第十七條の二第三項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願(外国語書面出願を除く。)に対してされたこと。

二 その特許が第二十五條、第二十九條、第二十九條の二、第三十二條又は第三十九條第一項から第四項までの規定に違反してされたこと。

三 その特許が条約に違反してされたこと。

四 その特許が第三十六條第四項第一号又は第六項(第四号を除く。)に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたこと。

五 外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内でないこと。

(決定)

第百十四條 特許異議の申立てについての審理及び決定は、三人又は五人の審判官の合議体が行う。

- 2 審判官は、特許異議の申立てに係る特許が前条各号の一に該当すると認めるときは、その特許を取り消すべき旨の決定（以下「取消決定」という。）をしなければならない。
- 3 取消決定が確定したときは、その特許権は、初めから存在しなかつたものとみなす。
- 4 審判官は、特許異議の申立てに係る特許が前条各号の一に該当すると認めないときは、その特許を維持すべき旨の決定をしなければならない。
- 5 前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

（申立ての方式等）

- 第百十五条 特許異議の申立てをする者は、次に掲げる事項を記載した特許異議申立書を特許庁長官に提出しなければならない。
- 一 特許異議申立人及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所
  - 二 特許異議の申立てに係る特許の表示
  - 三 特許異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示
  - 2 前項の規定により提出した特許異議申立書の補正は、その要旨を変更するものであってはならない。ただし、第百十三条に規定する期間が経過するまでにした前項第三号に掲げる事項についてする補正は、この限りでない。
  - 3 審判長は、特許異議申立書の副本を特許権者に送付しなければならない。
  - 4 第百二十三条第三項の規定は、特許異議の申立てがあつた場合に準用する。

（審判官の指定等）

第百十六条 第百三十六条第二項及び第百三十七条から第百四十四条までの規定は、第百十四条第一項の合議体及びこれを構成する審判官に準用する。

(審判書記官)

第百十六條の二 特許庁長官は、各特許異議申立事件について審判書記官を指定しなければならない。

2 第百四十四條の二第三項から第五項までの規定は、前項の審判書記官に準用する。

(審理の方式等)

第百十七條 特許異議の申立てについての審理は、書面審理による。ただし、審判長は、特許権者、特許異議申立人若しくは参加人の申立てにより、又は職権で、口頭審理によるものとすることができる。

2 第百四十五條第三項から第五項まで、第百四十六條及び第百四十七條の規定は、前項ただし書の規定による口頭審理に準用する。

3 共有に係る特許権の特許権者の一人について、特許異議の申立てについての審理及び決定の手続の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、共有者全員についてその効力を生ずる。

(参加)

第百十八條 特許権についての権利を有する者その他特許権に關し利害關係を有する者は、特許異議の申立てについての決定があるまでは、特許権者を補助するため、その審理に参加することができる。

2 第百四十八條第四項及び第五項並びに第百四十九條の規定は、前項の規定による参加人に準用する。

(証拠調べ及び証拠保全)

第百十九條 第百五十條及び第百五十一條の規定は、特許異議の申立てについての審理における証拠調べ及び証拠保全に準用する。

(職権による審理)

第二百二十条 特許異議の申立てについての審理においては、特許権者、特許異議申立人又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。

2 特許異議の申立てについての審理においては、特許異議の申立てがされていない請求項については、審理することができない。

(申立ての併合又は分離)

第二百二十条の二 同一の特許権に係る二以上の特許異議の申立てについては、その審理は、特別の事情がある場合を除き、併合するものとする。

2 前項の規定により審理を併合したときは、更にその審理の分離をすることができる。

(申立ての取下げ)

第二百二十条の三 特許異議の申立ては、次条第一項の規定による通知があつた後は、取り下げることができない。

2 第二百五十五条第三項の規定は、特許異議の申立ての取下げに準用する。

(意見書の提出等)

第二百二十条の四 審判長は、取消決定をしようとするときは、特許権者及び参加人に対し、特許の取消しの理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 特許権者は、前項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 特許請求の範囲の減縮

二 誤記又は誤訳の訂正

三 明りようでない記載の釈明

3 第二百二十六条第二項から第四項まで、第二百二十七条、第二百十八條、第二百三十一條、第二百三十二條第三項及び第四項並びに第二百六十五條の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二百二十六條第四項中「第一項ただし書第一号及び第二号の場合には」とあるのは、「特許異議の申立てにおいては、特許異議の申立てがされていない請求項についての訂正であつて、第二百二十條の四第二項ただし書第一号又は第二号の場合には」と読み替えるものとする。

(決定の方式)

第二百二十條の五 特許異議の申立てについての決定は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行わなければならない。

- 一 特許異議申立事件の番号
- 二 特許権者、特許異議申立人及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 三 決定に係る特許の表示
- 四 決定の結論及び理由
- 五 決定の年月日

2 特許庁長官は、決定があつたときは、決定の謄本を特許権者、特許異議申立人、参加人及び特許異議の申立てについての審理に参加を申請してその申請を拒否された者に送達しなければならない。

(審判の規定の準用)

第二百二十條の六 第二百三十三條、第二百三十三條の一、第二百三十四條第四項、第二百三十五條、第二百五十二條、第二百六十八條、第二百六十九條第三項から第六項まで及び第七十條の規定は、特許異議の申立てについての審理及び決定に準用する。

2 第二百十四條第五項の規定は、前項において準用する第二百三十五條の規定による決定に準用する。

(拒絶査定不服審判)

- 第二百一十一条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から三十日以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。
- 2 拒絶査定不服審判を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

(特許無効審判)

- 第二百二十二条 特許が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許を無効にすることについて特許無効審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。
- 一（七）（略）
- 八 その特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正が第二百二十六条第一項ただし書若しくは第三項から第五項まで（第三百二十四条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第三百二十四条の二第一項ただし書の規定に違反してされたとき。

(拒絶査定に対する審判)

- 第二百一十一条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。
- 2 前項の審判を請求する者がその責めに帰することができない理由により同項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

(特許の無効の審判)

- 第二百二十二条 特許が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。
- 一（七）（略）
- 八 その特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正が第二百二十六条第一項ただし書若しくは第二項から第四項まで（第二十條の四第三項又は第三百二十四条第五項において準用する場合を含む。）、第二百一十條の四第二項ただし書又は第三百二十四条第二項ただし書の規定に違反してされたとき。

- 2 特許無効審判は、何人も請求することができる。ただし、特許が前項第二号に該当すること（その特許が第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は同項第六号に該当することとを理由とするものは、利害関係人に限り請求することができる。

- 3 特許無効審判は、特許権の消滅後においても、請求することができる。

- 4 審判長は、特許無効審判の請求があつたときは、その旨を当該特許権についての専用実施権者その他その特許に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

- 2 前項の審判は、特許権の消滅後においても、請求することができる。

- 3 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該特許権についての専用実施権者その他その特許に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

(延長登録無効審判)

第二百二十五条の二 特許権の存続期間の延長登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その延長登録を無効にすることについて延長登録無効審判を請求することができる。

一～五 (略)

2 第二百二十三条第三項及び第四項の規定は、延長登録無効審判の請求について準用する。

3 (略)

(訂正審判)

第二百二十六条 特許権者は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすることについて訂正審判を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一～三 (略)

2 訂正審判は、特許無効審判が特許庁に係属した時からその審決が確定するまでの間は、請求することができない。ただし、特許無効審判の審決に対する訴えの提起があつた日から起算して九十日の期間内(当該事件について第八十一条第一項の規定による審決の取消しの判決又は同条第二項の規定による審決の取消しの決定があつた場合においては、その判決又は決定の確定後の期間を除く。)は、この限りでない。

3 第一項の明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(同項ただし書第二号に掲げる事項を目的とする訂正の場合にあつては、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(外国語書面出願に係る特許にあつては、外国語書面))に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

4 (略)

5 第一項ただし書第一号又は第二号に掲げる事項を目的とする

(存続期間の延長登録の無効の審判)

第二百二十五条の二 特許権の存続期間の延長登録が次の各号の一に該当するときは、その延長登録を無効にすることについて審判を請求することができる。

一～五 (略)

2 第二百二十三条第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求について準用する。

3 (略)

(訂正の審判)

第二百二十六条 特許権者は、特許異議の申立て又は第二百二十三条第一項の審判が特許庁に係属している場合を除き、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一～三 (略)

2 前項の明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(同項ただし書第二号の場合にあつては、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(外国語書面出願に係る特許にあつては、外国語書面))に記載した事項の範囲内においてなければならない。

3 (略)

4 第一項ただし書第一号及び第二号の場合には、訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特

訂正は、訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものでなければならぬ。

6 訂正審判は、特許権の消滅後においても、請求することができる。ただし、特許が特許無効審判により無効にされた後は、この限りでない。

第二百二十七条 特許権者は、専用実施権者、質権者又は第三十五条第一項、第七十七条第四項若しくは第七十八条第一項の規定による通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、訂正審判を請求することができる。

(審判請求の方式)

第三百三十一条 (略)

2 特許無効審判を請求する場合における前項第三号に掲げる請求の理由は、特許を無効にする根拠となる事実を具体的に特定し、かつ、立証を要する事実ごとに証拠との関係を記載したものでなければならぬ。

3 訂正審判を請求するときは、請求書に訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面を添付しなければならない。

(審判請求書の補正)

第三百三十一条の二 前条第一項の規定により提出した請求書の補正は、その要旨を変更するものであってはならない。ただし、当該補正が、特許無効審判以外の審判を請求する場合における同項第三号に掲げる請求の理由についてされるとき、又は次項の規定による審判長の許可があつたときは、この限りでない。

2 審判長は、特許無効審判を請求する場合における前条第一項第三号に掲げる請求の理由の補正がその要旨を変更するものである場合において、当該補正が審理を不当に遅延させるおそれ

許出願の際独立して特許を受けることができるものでなければならぬ。

5 第一項の審判は、特許権の消滅後においても、請求することができる。ただし、特許が取消決定により取り消され、又は第二百二十三条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。

第二百二十七条 特許権者は、専用実施権者、質権者又は第三十五条第一項、第七十七条第四項若しくは第七十八条第一項の規定による通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、前条第一項の審判を請求することができる。

(審判請求の方式)

第三百三十一条 (略)

2 前項の規定により提出した請求書の補正は、その要旨を変更するものであってはならない。ただし、第二百二十三条第一項の審判以外の審判を請求する場合における前項第三号に掲げる請求の理由については、この限りでない。

3 第二百二十六条第一項の審判を請求するときは、請求書に訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面を添付しなければならない。

がないことが明らかでないものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、決定をもつて、当該補正を許可することができる。

一 当該特許無効審判において第三百三十四条の二第一項の訂正の請求があり、その訂正の請求により請求の理由を補正する必要が生じたこと。

二 前号に掲げるもののほか当該補正に係る請求の理由を審判請求時の請求書に記載しなかつたことにつき合理的な理由があり、被請求人が当該補正に同意したこと。

3 前項の補正の許可は、その補正に係る手続補正書が第三百三十四条第一項の規定による請求書の副本の送達の前提出されたときは、これをすることができない。

4 第二項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(共同審判)

第三百三十二条 同一の特許権について特許無効審判又は延長登録無効審判を請求する者が二人以上あるときは、これらの者は、共同して審判を請求することができる。

2  
3  
4 (略)

(方式に違反した場合の決定による却下)

第三百三十三条 審判長は、請求書が第三百三十一条の規定に違反しているときは、請求人に対し、相当の期間を指定して、請求書について補正をすべきことを命じなければならない。

2 (略)

3 審判長は、前二項の規定により、審判事件に係る手続について、その補正をすべきことを命じた者がこれらの規定により指定した期間内にその補正をしないときは、又はその補正が第三百三十一条の二第一項の規定に違反するときは、決定をもつてその手続を却下することができる。

(共同審判)

第三百三十二条 同一の特許権について第二百二十三条第一項又は第二百二十五条の二第一項の審判を請求する者が二人以上あるときは、これらの者は、共同して審判を請求することができる。

2  
3  
4 (略)

(方式に違反した場合の決定による却下)

第三百三十三条 審判長は、請求書が第三百三十一条第一項又は第三項の規定に違反しているときは、請求人に対し、相当の期間を指定して、請求書について補正をすべきことを命じなければならない。

2 (略)

3 審判長は、前二項の規定により、審判事件に係る手続について、その補正をすべきことを命じた者がこれらの規定により指定した期間内にその補正をしないときは、決定をもつてその手続を却下することができる。

4 (略)

(答弁書の提出等)

第三百三十四条 (略)

2 審判長は、第三百三十一条の二第二項の規定により請求書の補正を許可するときは、その補正に係る手続補正書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。ただし、被請求人に答弁書を提出する機会を与える必要がないと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。

3 審判長は、第一項又は前項本文の答弁書を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならない。

4 (略)

(特許無効審判における訂正の請求)

第三百三十四条の二 特許無効審判の被請求人は、前条第一項若しくは第二項、次条第一項若しくは第二項又は第五百三十三条第二

項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができる。

ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

4 (略)

(答弁書の提出等)

第三百三十四条 (略)

2 第二百二十三条第一項の審判の被請求人は、前項又は第五百三十三条第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 特許請求の範囲の減縮

二 誤記又は誤訳の訂正

三 明りようでない記載の釈明

3 審判長は、第一項の答弁書又は前項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書、特許請求の範囲若しくは図面を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならない。

4 (略)

5 第二百二十六条第二項から第五項まで、第二百二十七条、第二百二十八条、第二百三十一条、第二百三十二条第三項及び第四項並びに第二百六十五条の規定は、第二項の場合に準用する。この場合において、第二百二十六条第四項中「第一項ただし書第一号及び第二号の場合には」とあるのは、「第二百二十三条第一項の審判においては、同項の審判の請求がされていない請求項についての訂正であつて、第三百三十四条第二項ただし書第一号又は第二号の場合には」と読み替えるものとする。

- 一 特許請求の範囲の減縮
- 二 誤記又は誤訳の訂正
- 三 明りようでない記載の釈明
- 2 審判長は、前項の訂正の請求書及びこれに添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面を受理したときは、これらの副本を請求人に送達しなければならない。
- 3 審判官は、第一項の訂正の請求が同項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は第五項において読み替えて準用する第百二十六条第三項から第五項までの規定に適合しないことについて、当事者又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。この場合において、当該理由により訂正の請求を認めないときは、審判長は、審理の結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。
- 4 第一項の訂正の請求がされた場合において、その審判事件において先にした訂正の請求があるときは、当該先の請求は、取り下げられたものとみなす。
- 5 第百二十六条第三項から第六項まで、第百二十七条、第百二十八条、第百三十一条第一項及び第三項、第百三十一条の第二項並びに第百三十二条第三項及び第四項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、第百二十六条第五項中「第一項ただし書第一号又は第二号」とあるのは、「特許無効審判の請求がされていない請求項に係る第一項ただし書第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

(取消しの判決等があつた場合における訂正の請求)

第百三十四条の三 審判長は、特許無効審判の審決(審判の請求に理由がないとするものに限る。)に対する第百八十一条第一項の規定による取消しの判決が確定し、同条第五項の規定により審理を開始するときは、その判決の確定の日から一週間以内に被請求人から申立てがあつた場合限り、被請求人に対し、

願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定することができる。

2| 審判長は、第八十一条第二項の規定による審決の取消しの決定が確定し、同条第五項の規定により審理を開始するときは、被請求人に対し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定しなければならない。ただし、当該審理の開始の時に、当該事件について第二百二十六条第二項ただし書に規定する期間内に請求された訂正審判の審決が確定している場合は、この限りでない。

3| 特許無効審判の被請求人は、第二百二十六条第二項ただし書に規定する期間内に訂正審判を請求した場合において、前二項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求をするときは、その訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面を援用することができる。

4| 第二百二十六条第二項ただし書に規定する期間内に訂正審判の請求があつた場合において、第一項又は第二項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求がされたときは、その訂正審判の請求は、取り下げられたものとみなす。ただし、訂正の請求の時にその訂正審判の審決が確定している場合は、この限りでない。

5| 第二百二十六条第二項ただし書に規定する期間内に訂正審判の請求があつた場合において、第一項又は第二項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求がされなかつたときは、その期間の末日に、その訂正審判の請求書に添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面を第三項の規定により援用した同条第一項の訂正の請求がされたものとみなす。ただし、その期間の末日にその訂正審判の審決が確定している場合は、この限りでない。

(審判官の除斥)

第三十九条 審判官は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。

(審判官の除斥)

第三十九条 審判官は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。

一 審判官又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者若しくは参加人であるとき又はあつたとき。

二 審判官が事件の当事者若しくは参加人の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき又はあつたとき。

三 審判官が事件の当事者又は参加人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 (略)

五 審判官が事件について当事者若しくは参加人の代理人であるとき又はあつたとき。

六・七 (略)

(審判における審理の方式)

第百四十五条 特許無効審判及び延長登録無効審判は、口頭審理による。ただし、審判長は、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書面審理によるものことができる。

2 5 (略)

(審判の請求の取下げ)

第百五十五条 (略)

2 (略)

3 二以上の請求項に係る特許の二以上の請求項について特許無効審判を請求したときは、その請求は、請求項ごとに取り下げることができる。

(拒絶査定不服審判における特則)

第百五十八条 審査においてした手続は、拒絶査定不服審判においてても、その効力を有する。

一 審判官又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者、参加人若しくは特許異議申立人であるとき又はあつたとき。

二 審判官が事件の当事者、参加人若しくは特許異議申立人の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき又はあつたとき。

三 審判官が事件の当事者、参加人又は特許異議申立人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 (略)

五 審判官が事件について当事者、参加人若しくは特許異議申立人の代理人であるとき又はあつたとき。

六・七 (略)

(審判における審理の方式)

第百四十五条 第百二十三条第一項又は第百二十五条の二第一項の審判は、口頭審理による。ただし、審判長は、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書面審理によるものことができる。

2 5 (略)

(審判の請求の取下げ)

第百五十五条 (略)

2 (略)

3 二以上の請求項に係る特許の二以上の請求項について第百二十三条第一項の審判を請求したときは、その請求は、請求項ごとに取り下げることができる。

(拒絶査定に対する審判における特則)

第百五十八条 審査においてした手続は、第百二十一条第一項の審判においてても、その効力を有する。

第五十九條 第五十三條の規定は、拒絶査定不服審判に準用する。この場合において、第五十三條第一項中「第十七條の第二項第三号」とあるのは、「第十七條の第二項第三号又は第四号」と、「補正が」とあるのは「補正（同項第三号に掲げる場合にあつては、拒絶査定不服審判の請求前にしたものを除く）」と読み替えるものとする。

2 第五十條の規定は、拒絶査定不服審判において査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。この場合において、第五十條ただし書中「第十七條の第二項第三号に掲げる場合」とあるのは、「第十七條の第二項第三号又は第四号に掲げる場合（同項第三号に掲げる場合にあつては、拒絶査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く）」と読み替えるものとする。

3 第五十一條及び第六十七條の三第二項の規定は、拒絶査定不服審判の請求を理由があるとする場合に準用する。

第六十條 拒絶査定不服審判において査定を取り消すときは、さらに審査に付すべき旨の審決をすることができる。

2・3 (略)

第六十一條 第三百二十四條第一項から第三項まで、第三百二十四條の二、第三百二十四條の三、第四百八十八條及び第四百九十九條の規定は、拒絶査定不服審判には、適用しない。

第六十二條 特許庁長官は、拒絶査定不服審判の請求があつた場合において、その日から三十日以内にその請求に係る特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正があつたときは、審査官にその請求を審査させなければならない。

第六十三條 第四十八條、第五十三條及び第五十四條の規定は、前條の規定による審査に準用する。この場合において、第五十

第五十九條 第五十三條の規定は、第二百一十一條第一項の審判に準用する。この場合において、第五十三條第一項中「第十七條の第二項第三号」とあるのは、「第十七條の第二項第三号又は第四号」と、「補正が」とあるのは「補正（同項第三号に掲げる場合にあつては、第二百一十一條第一項の審判の請求前にしたものを除く）」と読み替えるものとする。

2 第五十條の規定は、第二百一十一條第一項の審判において査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。この場合において、第五十條ただし書中「第十七條の第二項第三号に掲げる場合」とあるのは、「第十七條の第二項第三号又は第四号に掲げる場合（同項第三号に掲げる場合にあつては、第二百一十一條第一項の審判の請求前に補正をしたときを除く）」と読み替えるものとする。

3 第五十一條及び第六十七條の三第二項の規定は、第二百一十一條第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。

第六十條 第二百一十一條第一項の審判において査定を取り消すときは、さらに審査に付すべき旨の審決をすることができる。

2・3 (略)

第六十一條 第三百二十四條第一項から第三項まで及び第五項、第四百八十八條並びに第四百九十九條の規定は、第二百一十一條第一項の審判には、適用しない。

第六十二條 特許庁長官は、第二百一十一條第一項の審判の請求があつた場合において、その日から三十日以内にその請求に係る特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正があつたときは、審査官にその請求を審査させなければならない。

第六十三條 第四十八條、第五十三條及び第五十四條の規定は、前條の規定による審査に準用する。この場合において、第五十

三条第一項中「第十七条の二第一項第三号」とあるのは「第十七条の二第一項第三号又は第四号」と、「補正が」とあるのは「補正（同項第三号に掲げる場合にあつては、拒絶査定不服審判の請求前にしたものを除く。）が」と読み替えるものとする。

2 第五十条の規定は、前条の規定による審査において審判の請求に係る査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。この場合において、第五十条ただし書中「第十七条の二第一項第三号に掲げる場合」とあるのは、「第十七条の二第一項第三号又は第四号に掲げる場合（同項第三号に掲げる場合にあつては、拒絶査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く。）」と読み替えるものとする。

3 (略)

(訂正審判における特則)

第六十五条 審判長は、訂正審判の請求が第六十六条第一項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は同条第三項から第五項までの規定に適合しないときは、請求人にその理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならぬ。

第六十六条 第三十四条第一項から第三項まで、第三十四条の二、第三十四条の三、第四十八条及び第四十九条の規定は、訂正審判には、適用しない。

(審決の効力)

第六十七条 何人も、特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決の登録があつたときは、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができない。

(訴訟との関係)

三条第一項中「第十七条の二第一項第三号」とあるのは「第十七条の二第一項第三号又は第四号」と、「補正が」とあるのは「補正（同項第三号に掲げる場合にあつては、第二百一十一条第一項の審判の請求前にしたものを除く。）が」と読み替えるものとする。

2 第五十条の規定は、前条の規定による審査において審判の請求に係る査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。この場合において、第五十条ただし書中「第十七条の二第一項第三号に掲げる場合」とあるのは、「第十七条の二第一項第三号又は第四号に掲げる場合（同項第三号に掲げる場合にあつては、第二百一十一条第一項の審判の請求前に補正をしたときを除く。）」と読み替えるものとする。

3 (略)

(訂正の審判における特則)

第六十五条 審判長は、第六十六条第一項の審判の請求が同項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は同条第二項から第四項までの規定に適合しないときは、請求人にその理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならぬ。

第六十六条 第三十四条第一項から第三項まで及び第五項、第四十八条並びに第四十九条の規定は、第二百一十一条第一項の審判には、適用しない。

(審決の効力)

第六十七条 何人も、第二百一十一条第一項又は第二百五条の二第一項の審判の確定審決の登録があつたときは、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができない。

(訴訟との関係)

第百六十八条 審判において必要があると認めるときは、他の審判の審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

2 4 (略)

(審判における費用の負担)

第百六十九条 特許無効審判及び延長登録無効審判に関する費用の負担は、審判が審決により終了するときはその審決をもつて、審判が審決によらないで終了するときは審判による決定をもつて、職権で、定めなければならない。

2 (略)

3 拒絶査定不服審判及び訂正審判に関する費用は、請求人又は申立人の負担とする。

4 6 (略)

(再審の請求)

第百七十一条 確定審決に対しては、当事者又は参加人は、再審を請求することができる。

2 (略)

(再審の請求期間)

第百七十三条 再審は、請求人が審決が確定した後再審の理由を知つた日から三十日以内に請求しなければならない。

2 (略)

3 請求人が法律の規定に従つて代理されなかつたことを理由として再審を請求するときは、第一項に規定する期間は、請求人又はその法定代理人が送達により審決があつたことを知つた日の翌日から起算する。

4 審決が確定した日から三年を経過した後は、再審を請求することができない。

第百六十八条 審判において必要があると認めるときは、特許異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

2 4 (略)

(審判における費用の負担)

第百六十九条 第百二十三条第一項又は第百二十五条の二第一項の審判に関する費用の負担は、審判が審決により終了するときはその審決をもつて、審判が審決によらないで終了するときは審判による決定をもつて、職権で、定めなければならない。

2 (略)

3 第百二十一条第一項又は第百二十六条第一項の審判に関する費用は、請求人又は申立人の負担とする。

4 6 (略)

(再審の請求)

第百七十一条 確定した取消決定及び確定審決に対しては、当事者又は参加人は、再審を請求することができる。

2 (略)

(再審の請求期間)

第百七十三条 再審は、請求人が取消決定又は審決が確定した後再審の理由を知つた日から三十日以内に請求しなければならない。

2 (略)

3 請求人が法律の規定に従つて代理されなかつたことを理由として再審を請求するときは、第一項に規定する期間は、請求人又はその法定代理人が送達により取消決定又は審決があつたことを知つた日の翌日から起算する。

4 取消決定又は審決が確定した日から三年を経過した後は、再審を請求することができない。

5 再審の理由が審決が確定した後に生じたときは、前項に規定する期間は、その理由が発生した日の翌日から起算する。

6 (略)

(審判の規定等の準用)  
第七十四條

2 第三百三十一條第一項、第三百三十一條の二第一項本文、第三百三十二條第三項及び第四項、第三百三十三條、第三百三十三條の二、第三百三十四條第四項、第三百三十五條から第四百七十七條まで、第四百五十條から第五百二十二條まで、第五百五十五條第一項、第五百五十六條から第六十條まで、第六十八條、第六十九條第三項から第六項まで並びに第七十條の規定は、拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。

2 第三百三十一條第一項、第三百三十一條の二第一項本文、第三百三十二條第一項、第二項及び第四項、第三百三十三條、第三百三十三條の二、第三百三十四條第一項、第三項及び第四項、第三百三十五條から第五百二十二條まで、第五百二十四條から第五百五十七條まで、第六十七條、第六十八條、第六十九條第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第七十條の規定は、特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審に準用する。

3 第三百三十一條第一項及び第三項、第三百三十一條の二第一項本文、第三百三十二條第三項及び第四項、第三百三十三條、第三百三十三條の二、第三百三十四條第四項、第三百三十五條から第四百七十七條まで、第五百十條から第五百二十二條まで、第五百五十五條第一項、第五百五十六條、第五百五十七條、第六十五條、第六十八條、第六十九條第三項から第六項まで並びに第七十條の規定は、訂正審判の確定審決に対する再審に準用する。

5 再審の理由が取消決定又は審決が確定した後に生じたときは、前項に規定する期間は、その理由が発生した日の翌日から起算する。

6 (略)

(審判の規定等の準用)

第七十四條 第一百四條、第一百六條から第二十條まで、第二百十條の四から第二百十條の六まで、第三百三十一條、第三百三十二條第三項、第三百三十四條、第三百五十五條第一項及び第三項並びに第五百五十六條の規定は、確定した取消決定に対する再審に準用する。

2 第三百三十一條、第三百三十二條第三項及び第四項、第三百三十三條、第三百三十三條の二、第三百三十四條第四項、第三百三十五條から第四百七十七條まで、第五百五十條から第五百五十二條まで、第五百五十五條第一項、第五百五十六條から第六十條まで、第六十八條、第六十九條第三項から第六項まで並びに第七十條の規定は、第二百一十一條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

3 第三百三十一條、第三百三十二條第一項、第二項及び第四項、第三百三十三條、第三百三十三條の二、第三百三十四條第一項、第三項及び第四項、第三百三十五條から第五百五十二條まで、第五百五十四條から第五百五十七條まで、第六十七條、第六十八條、第六十九條第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第七十條の規定は、第二百一十三條第一項又は第二百一十五條の二第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

4 第三百三十一條、第三百三十二條第三項及び第四項、第三百三十三條、第三百三十三條の二、第三百三十四條第四項、第三百三十五條から第四百七十七條まで、第五百十條から第五百二十二條まで、第五百五十五條第一項、第五百五十六條、第五百五十七條、第六十五條、第六十八條、第六十九條第三項から第六項まで並びに第七十條の規定は、第二百二十六條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

(再審により回復した特許権の効力の制限)

第一百七十五条 無効にした特許に係る特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係る特許権が再審により回復した場合又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録があつた場合において、その特許が物の発明についてされているときは、特許権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に輸入し、又は日本国内において生産し、若しくは取得した当該物には、及ばない。

2 無効にした特許に係る特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係る特許権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録があつたときは、特許権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一～三 (略)

第一百七十六条 無効にした特許に係る特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係る特許権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録があつたときは、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許権について通常実施権を有する。

(再審により回復した特許権の効力の制限)

第一百七十五条 取り消し、若しくは無効にした特許に係る特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係る特許権が再審により回復した場合又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録があつた場合において、その特許が物の発明についてされているときは、特許権の効力は、当該取消決定又は審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に輸入し、又は日本国内において生産し、若しくは取得した当該物には、及ばない。

2 取り消し、若しくは無効にした特許に係る特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係る特許権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録があつたときは、特許権の効力は、当該取消決定又は審決が確定した後再審の請求の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一～三 (略)

第一百七十六条 取り消し、若しくは無効にした特許に係る特許権若しくは無効にした存続期間の延長登録に係る特許権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願について再審により特許権の設定の登録若しくは特許権の存続期間を延長した旨の登録があつたときは、当該取消決定又は審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許権について通常実施権を有する。

(審決等に対する訴え)

第七十八條 審決に対する訴え及び審判又は再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専屬管轄とする。

2 前項の訴えは、当事者、参加人又は当該審判若しくは再審に参加を申請してその申請を拒否された者に限り、提起することができる。

3 6 (略)

(被告適格)

第七十九條 前条第一項の訴えにおいては、特許庁長官を被告としなければならない。ただし、特許無効審判若しくは延長登録無効審判又はこれらの審判の確定審決に対する第七十一條第一項の再審の審決に対するものにあつては、その審判又は再審の請求人又は被請求人を被告としなければならない。

(審決取消訴訟における特許庁長官の意見)

第八十條の二 裁判所は、第七十九條ただし書に規定する訴えの提起があつたときは、特許庁長官に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、意見を求めることができる。

2 特許庁長官は、第七十九條ただし書に規定する訴えの提起があつたときは、裁判所の許可を得て、裁判所に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、意見を述べることができる。

3 特許庁長官は、特許庁の職員でその指定する者に前二項の意見を述べさせることができる。

(審決又は決定の取消し)

第八十一條 裁判所は、第七十八條第一項の訴えの提起があつ

(審決等に対する訴え)

第七十八條 取消決定又は審決に対する訴え及び特許異議申立書又は審判若しくは再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専屬管轄とする。

2 前項の訴えは、当事者、参加人又は当該特許異議の申立てについての審理、審判若しくは再審に参加を申請してその申請を拒否された者に限り、提起することができる。

3 6 (略)

(被告適格)

第七十九條 前条第一項の訴えにおいては、特許庁長官を被告としなければならない。ただし、第二百三條第一項若しくは第二百五條の二第一項の審判又はこれらの審判の確定審決に対する第七十一條第一項の再審の審決に対するものにあつては、その審判又は再審の請求人又は被請求人を被告としなければならない。

(審決又は決定の取消)

第八十一條 裁判所は、第七十八條第一項の訴の提起があつ

つた場合において、当該請求を理由があると認めるときは、当該審決又は決定を取り消さなければならぬ。

2 裁判所は、特許無効審判の審決に対する第七十八条第一項の訴えの提起があつた場合において、特許権者が当該訴えに係る特許について訴えの提起後に訂正審判を請求し、又は請求しようとしていることにより、当該特許を無効にすることについて特許無効審判においてさらに審理させることが相当であると認めるときは、事件を審判官に差し戻すため、決定をもつて、当該審決を取り消すことができる。

3 裁判所は、前項の規定による決定をするときは、当事者の意見を聴かなければならない。

4 第二項の決定は、審判官その他の第三者に対しても効力を有する。

5 審判官は、第一項の規定による審決若しくは決定の取消しの判決又は第二項の規定による審決の取消しの決定が確定したときは、さらに審理を行い、審決又は決定をしなければならぬ。

(拒絶理由等の特例)

第八十四条の十八 外国語特許出願に係る拒絶の査定及び特許無効審判については、第四十九条第六号並びに第二百二十三条第一項第一号及び第五号中「外国語書面出願」とあるのは、「第八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、第四十九条第六号及び第二百二十三条第一項第五号中「外国語書面」とあるのは、「第八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

(訂正の特例)

第八十四条の十九 外国語特許出願に係る第三十四条の第二項の規定による訂正及び訂正審判の請求については、第二百一十六条第三項中「外国語書面出願」とあるのは、「第八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、「外国語書面」とあるのは

た場合において、当該請求を理由があると認めるときは、当該審決又は決定を取り消さなければならぬ。

2 審判官は、前項の規定による審決又は決定の取消の判決が確定したときは、さらに審理を行い、審決又は決定をしなければならぬ。

(拒絶理由等の特例)

第八十四条の十八 外国語特許出願に係る拒絶の査定、特許異議の申立て及び第二百二十三条第一項の審判については、第四十九条第六号、第二百三条第一号及び第五号並びに第二百二十三条第一項第一号及び第五号中「外国語書面出願」とあるのは、「第八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、第四十九条第六号、第二百三条第五号及び第二百二十三条第一項第五号中「外国語書面」とあるのは、「第八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

(訂正の特例)

第八十四条の十九 外国語特許出願に係る第二十條の四第二項及び第三十四条第二項の規定による訂正並びに第二百一十六条第一項の審判の請求については、同条第二項中「外国語書面出願」とあるのは、第八十四条の四第一項の外国語特許出願

「第百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

(二以上の請求項に係る特許又は特許権についての特則)

第百八十五条 二以上の請求項に係る特許又は特許権についての第二十七条第一項第一号、第六十五条第四項(第百八十四条の十第二項において準用する場合を含む。)、第八十条第一項、第九十七条第一項、第九十八条第一項第一号、第百十一条第一項第二号、第百二十三条第三項、第百二十五条、第百二十六条第六項(第百三十四条の二第五項において準用する場合を含む。)、第百三十二条第一項(第百七十四条第二項において準用する場合を含む。)、第百七十五条、第百七十六条若しくは第百九十三条第二項第四号又は実用新案法第二十条第一項の規定の適用については、請求項ごとに特許がされ、又は特許権があるものとみなす。

(証明等の請求)

第百八十六条 何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一 (略)

二 拒絶査定不服審判に係る書類(当該事件に係る特許出願について特許権の設定の登録又は出願公開がされたものを除く。)

三 特許無効審判若しくは延長登録無効審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密(不正競

と、「外国語書面」とあるのは「第百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

(二以上の請求項に係る特許又は特許権についての特則)

第百八十五条 二以上の請求項に係る特許又は特許権についての第二十七条第一項第一号、第六十五条第四項(第百八十四条の十第二項において準用する場合を含む。)、第八十条第一項、第九十七条第一項、第九十八条第一項第一号、第百十一条第一項第二号、第百二十四条第三項(第百七十四条第一項において準用する場合を含む。)、第百三十二条第一項、第百二十五条、第百二十六条第五項(第百三十四条第五項において準用する場合を含む。)、第百三十二条第一項(第百七十四条第三項において準用する場合を含む。)、第百七十五条、第百七十六条若しくは第百九十三条第二項第四号又は実用新案法第二十条第一項の規定の適用については、請求項ごとに特許がされ、又は特許権があるものとみなす。

(証明等の請求)

第百八十六条 何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一 (略)

二 第百二十一条第一項の審判に係る書類(当該事件に係る特許出願について特許権の設定の登録又は出願公開がされたものを除く。)

三 第百二十三条第一項若しくは第百二十五条の二第一項の審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有す

争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第四項に規定する営業秘密をいう。）が記載された旨の申出があつたもの

四・五（略）

2・3（略）

（特許公報）

第九十三條（略）

2 特許公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一（四）（略）

五 審判若しくは再審の請求又はこれらの取下げ

六 審判又は再審の確定審決（特許権の設定の登録又は出願公開がされたものに限る。）

七（九）（略）

（書類の提出等）

第九十四條 特許庁長官又は審査官は、当事者に対し、審判又は再審に関する手続以外の手続を処理するため必要な書類その他の物件の提出を求めることができる。

2（略）

（手数料）

第九十五條（略）

2・3（略）

4 前三項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

る営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第四項に規定する営業秘密をいう。）が記載された旨の申出があつたもの

四・五（略）

2・3（略）

（特許公報）

第九十三條（略）

2 特許公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一（四）（略）

五 特許異議の申立て若しくは審判若しくは再審の請求又はこれらの取下げ

六 特許異議の申立てについての確定した決定、審判の確定審決又は再審の確定した決定若しくは確定審決（特許権の設定の登録又は出願公開がされたものに限る。）

七（九）（略）

（書類の提出等）

第九十四條 特許庁長官又は審査官は、当事者に対し、特許異議の申立て、審判又は再審に関する手続以外の手続を処理するため必要な書類その他の物件の提出を求めることができる。

2（略）

（手数料）

第九十五條（略）

2・3（略）

4 前三項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国等であるときは、適用しない。

5 第一項から第三項までの規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が特許権若しくは特許を受ける権利を共有する国と第七條第二項の政令で定める独立行政法人であるとき、

5| 特許権又は特許を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の特許権又は特許を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料（出願審査の請求の手数料以外の政令で定める手数料に限る。）は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ。

6| 特許を受ける権利が国又は次条の規定若しくは他の法令の規定による出願審査の請求の手数料の軽減若しくは免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者が自己の特許を受ける権利について第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料は、同項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する出願審査の請求の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

7・8（略）

9| 出願審査の請求をした後において、次に掲げる命令、通知又は査定の謄本の送達のいずれかがあるまでの間にその特許出願が放棄され、又は取り下げられたときは、第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を納付した者の請求により政令で定める額を返還する。

一 第三十九条第七項の規定による命令

二 第四十八条の七の規定による通知

三 第五十条の規定による通知

四 第五十二条第二項の規定による査定の謄本の送達

10| 前項の規定による手数料の返還は、特許出願が放棄され、又は取り下げられた日から六月を経過した後は、請求することが

又はこれらの権利を共有する同項の政令で定める独立行政法人であるときは、適用しない。

6| 特許権又は特許を受ける権利が国等と国等以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国等と国等以外の者が自己の特許権又は特許を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料（政令で定めるものに限る。）は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国等以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国等以外の者がその額を納付しなければならない。

7・8（略）

11・12 (略)  
できない。

(行政不服審査法による不服申立ての制限)  
第九十五条の四 査定又は審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(詐欺の行為の罪)  
第九十七条 詐欺の行為により特許、特許権の存続期間の延長登録又は審決を受けた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(偽証等の罪)  
第九十九条 (略)  
2 前項の罪を犯した者が事件の判定の謄本が送達され、又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(過料)  
第二百二条 第五十一条(第七十一条第三項及び第七十四条第一項から第三項まで)において準用する場合を含む。( )において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

別表(第九十五条関係)

納付しなければならない者

金額

9・10 (略)

(行政不服審査法による不服申立ての制限)  
第九十五条の四 査定、取消決定又は審決及び特許異議申立書又は審判若しくは再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(詐欺の行為の罪)  
第九十七条 詐欺の行為により特許、特許権の存続期間の延長登録、特許異議の申立てについての決定又は審決を受けた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(偽証等の罪)  
第九十九条 (略)  
2 前項の罪を犯した者が事件の判定の謄本が送達され、又は特許異議の申立てについての決定若しくは審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(過料)  
第二百二条 第五十一条(第七十一条第三項、第十九条(第七十四条第一項から第四項まで)において準用する場合を含む。( )において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

別表(第九十五条関係)

納付しなければならない者

金額

十一	(略)	(略)	七 十 (略)	六 (略)	五 (略)	四 (略)	三 (略)	二 (略)	一 (略)
				一件につき十六万 八千六百円に一請 求項につき四千円 を加えた額		一件につき一万六 千円	一件につき一万六 千円	一件につき二万六 千円	一件につき二万六 千円

十三	十二	十一	七 十 (略)	六 (略)	五 (略)	四 (略)	三 (略)	二 (略)	一 (略)
(略)	特許異議の申立てについての審理 への参加を申請する者	特許異議の申立てをする者							
(略)	円 一件につき一万千	円 一件につき八千七 百円に一請求項に つき千円を加えた 額		円 一件につき八万四 千三百円に一請求 項につき二千七百 円を加えた額		円 一件につき二万千	円 一件につき二万千	千円 一件につき三万五 千円	円 一件につき二万千

十四	十三	十二
(略)	明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の請求をする者(その訂正の請求をすることにより、第百三十四条の三第四項の規定に基づき訂正審判の請求が取り下げられたものとみなされる場合を除く。)	(略)
(略)	(略)	(略)

十六	十五	十四
(略)	明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の請求をする者	(略)
(略)	(略)	(略)

改正案	現行
<p>第六条 二以上の考案については、経済産業省令で定める技術的関係を有することにより考案の単一性の要件を満たす一群の考案に該当するときは、一の願書で実用新案登録出願をすることができる。</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>3 第一項の規定による請求は、実用新案権の消滅後においても請求することができる。ただし、実用新案登録無効審判により無効にされた後は、この限りでない。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>（明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正） 第十四条の二 実用新案権者は、請求項の削除を目的とするもの に限り、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は 図面の訂正をすることができる。ただし、実用新案登録無効審 判が特許庁に係属している場合において第四十一条において準 用する特許法第五十六条第一項の規定による通知があつた後 （同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、 その後更に同条第一項の規定による通知があつた後）は、願書 に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正を することができない。</p>	<p>第六条 二以上の考案については、これらの考案が一の請求項に 記載される考案（以下「特定考案」という。）とその特定考案 に対し次に掲げる関係を有する考案であるときは、一の願書で 実用新案登録出願をすることができる。</p> <p>一 その特定考案と産業上の利用分野及び解決しようとする課 題が同一である考案</p> <p>二 その特定考案と産業上の利用分野及び請求項に記載する事 項の主要部が同一である考案</p> <p>三 その他政令で定める関係を有する考案</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>3 第一項の規定による請求は、実用新案権の消滅後においても 請求することができる。ただし、第三十七条第一項の審判によ り無効にされた後は、この限りでない。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>（明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正） 第十四条の二 実用新案権者は、請求項の削除を目的とするもの に限り、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は 図面の訂正をすることができる。ただし、第三十七条第一項の 審判が特許庁に係属している場合において第四十一条において 準用する特許法第五十六条第一項の規定による通知があつた 後（同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつて は、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後）は、 願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂 正をすることができない。</p>

2 前項の訂正は、実用新案権の消滅後においても、することができる。ただし、実用新案登録無効審判により無効にされた後は、この限りでない。

3～5 (略)

(登録料)

第三十一条 (略)

2 前項の規定は、国に属する実用新案権には、適用しない。

3 第一項の登録料は、実用新案権が国又は第三十二条の二の規定若しくは他の法令の規定による登録料の軽減若しくは免除

(以下この項において「減免」という。)を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する登録料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

4・5 (略)

(実用新案登録無効審判)

第三十七条 実用新案登録が次の各号のいずれかに該当するとき

2 前項の訂正は、実用新案権の消滅後においても、することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。

3～5 (略)

(登録料)

第三十一条 (略)

2 前項の規定は、国又は独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)であつてその業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに属する実用新案権には、適用しない。

3 第一項の規定は、国と前項の政令で定める独立行政法人との共有又は同項の政令で定める独立行政法人の共有に係る実用新案権には、適用しない。

4 第一項の登録料は、実用新案権が国等(国又は第二項の政令で定める独立行政法人をいう。第五十四条第三項及び第五項において同じ。)と国等以外の者(国及び第二項の政令で定める独立行政法人以外の者をいう。以下この項及び同条第五項において同じ。)との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する登録料の金額に国等以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国等以外の者がその額を納付しなければならない。

5・6 (略)

(実用新案登録の無効の審判)

第三十七条 実用新案登録が次の各号の一に該当するときは、そ

は、その実用新案登録を無効にすることについて実用新案登録無効審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

一〇六（略）

2 実用新案登録無効審判は、何人も請求することができる。ただし、実用新案登録が前項第二号に該当すること（その実用新案登録が第十一条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は前項第五号に該当することを理由とするものは、利害関係人に限り請求することができる。

3 実用新案登録無効審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。

4 審判長は、実用新案登録無効審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

（審判請求の方式）

第三十八条（略）

2 前項第三号に掲げる請求の理由は、実用新案登録を無効にする根拠となる事実を具体的に特定し、かつ、立証を要する事実ごとに証拠との関係を記載したものでなければならない。

（審判請求書の補正）

第三十八条の二 前条第一項の規定により提出した請求書の補正は、その要旨を変更するものであつてはならない。ただし、次項の規定による審判長の許可があつたときは、この限りでない。

2 審判長は、前条第一項第三号に掲げる請求の理由の補正がその要旨を変更するものである場合において、当該補正が審理を不当に遅延させるおそれがないことが明らかでないものであり、かつ、当該補正に係る請求の理由を審判請求時の請求書に記載し

の実用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

一〇六（略）

2 前項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。

3 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

（審判請求の方式）

第三十八条（略）

2 前項の規定により提出した請求書の補正は、その要旨を変更するものであつてはならない。

なかつたことにつき合理的な理由があると認めるときは、被請求人が当該補正に同意した場合に限り、決定をもつて、当該補正を許可することができる。

3 前項の補正の許可は、その補正に係る手続補正書が次条第一項の規定による請求書の副本の送達の前に提出されたときは、これをすることができない。

4 第二項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(答弁書の提出等)

第三十九条 (略)

2 審判長は、前条第二項の規定により請求書の補正を許可するときは、その補正に係る手続補正書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。ただし、被請求人に答弁書を提出する機会を与える必要がないと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。

3 審判長は、第一項又は前項本文の答弁書を受理したとき、又は実用新案登録無効審判が特許庁に係属している場合において第十四条の二第一項の訂正があつたときは、その副本を請求人に送達しなければならない。

4 (略)

第四十条の二 前条第二項に規定するもののほか、実用新案権の侵害に関する訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつた場合において、被告又は債務者が当該実用新案権について実用新案登録無効審判の請求がされていることを理由にその訴訟手続の中止の申立てをしたときは、裁判所は、明らかに必要がないと認める場合を除き、審決があるまでその訴訟手続を中止しなければならない。

2・3 (略)

(答弁書の提出等)

第三十九条 (略)

2 審判長は、前項の答弁書を受理したとき、又は第三十七条第一項の審判が特許庁に係属している場合において第十四条の二第一項の訂正があつたときは、その副本を請求人に送達しなければならない。

3 (略)

第四十条の二 前条第二項に規定するもののほか、実用新案権の侵害に関する訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつた場合において、被告又は債務者が当該実用新案権について第三十七条第一項の審判の請求がされていることを理由にその訴訟手続の中止の申立てをしたときは、裁判所は、明らかに必要がないと認める場合を除き、審決があるまでその訴訟手続を中止しなければならない。

2・3 (略)



(二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての特則)

第五十条の二 二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての第十二条第三項、第十四条の二第二項、第二十六条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号、第二十四条第一項第三号、第三十七条第三項、第四十一条において準用する同法第二百二十五条、第四十一条において、若しくは第四十五条第一項において準用する同法第七十四条第三項において、それぞれ準用する同法第三百二十二条第一項、第四十四条、第四十五条第一項において準用する同法第七十六条、第四十九条第一項第一号又は第五十三条第二項において準用する同法第九十三条第二項第四号の規定の適用については、請求項ごとに実用新案登録がされ、又は実用新案権があるものとみなす。

(手数料)

第五十四条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

4 実用新案権又は実用新案登録を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の実用新案権又は実用新案登録を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料(実用新案技術評価の請求の手数料以外の政令で定める手数料に限る。)は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以

(二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての特則)

第五十条の二 二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての第十二条第三項、第十四条の二第二項、第二十六条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号、第二十四条第一項第三号、第三十七条第二項、第四十一条において準用する同法第二百二十五条、第四十一条において、若しくは第四十五条第一項において準用する同法第七十四条第三項において、それぞれ準用する同法第三百二十二条第一項、第四十四条、第四十五条第一項において準用する同法第七十六条、第四十九条第一項第一号又は第五十三条第二項において準用する同法第九十三条第二項第四号の規定の適用については、請求項ごとに実用新案登録がされ、又は実用新案権があるものとみなす。

(手数料)

第五十四条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国等であるときは、適用しない。

4 第一項及び第二項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が実用新案権若しくは実用新案登録を受ける権利を共有する国と第三十一条第二項の政令で定める独立行政法人であるとき、又はこれらの権利を共有する同項の政令で定める独立行政法人であるときは、適用しない。

5 実用新案権又は実用新案登録を受ける権利が国等と国等以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国等と国等以外の者が自己の実用新案権又は実用新案登録を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料(政令で定めるものに限る。)は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国等以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国等以外の者がその額を納付しなけれ

外の者がその額を納付しなければならない。

5 実用新案権又は実用新案登録を受ける権利が国又は第十項の規定若しくは他の法令の規定による実用新案技術評価の請求の手数料の軽減若しくは免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者が自己の実用新案権又は実用新案登録を受ける権利について第二項の規定により納付すべき実用新案技術評価の請求の手数料は、同項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する実用新案技術評価の請求の手数料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、

国以外の者がその額を納付しなければならない。

6 ～ 10 （略）

（過料）  
第六十二条 第二十六条において準用する特許法第七十一条第三項において、第四十一条において、又は第四十五条第一項において準用する同法第七十四条第二項において、それぞれ準用する同法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

ばならない。

6 ～ 10 （略）

（過料）  
第六十二条 第二十六条において準用する特許法第七十一条第三項において、第四十一条において、又は第四十五条第一項において準用する同法第七十四条第三項において、それぞれ準用する同法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

改正案	現行
<p>（補正の却下）            第十七条の二（略）            2・3（略）            4 審査官は、意匠登録出願人が第一項の規定による却下の決定に対し補正却下決定不服審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまでその意匠登録出願の審査を中止しなければならない。</p> <p>（無効審判の請求登録前の実施による通常実施権）            第三十条 次の各号のいずれかに該当する者であつて、意匠登録無効審判の請求の登録前に、意匠登録が第四十八条第一項各号のいずれかに該当することを知らないで、日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、当該意匠又はその意匠登録を無効にした際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。</p> <p>一・二（略）            三 前二号に掲げる場合において、意匠登録無効審判の請求の際現にその無効にした意匠登録に係る意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての第二十八条第三項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者</p> <p>2（略）            （登録料）            第四十二条（略）            2 前項の規定は、国に属する意匠権には、適用しない。</p>	<p>（補正の却下）            第十七条の二（略）            2・3（略）            4 審査官は、意匠登録出願人が第一項の規定による却下の決定に対し第四十七条第一項の審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまでその意匠登録出願の審査を中止しなければならない。</p> <p>（無効審判の請求登録前の実施による通常実施権）            第三十条 次の各号の一に該当する者であつて、第四十八条第一項の審判の請求の登録前に、意匠登録が同項各号の一に該当することを知らないで、日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、当該意匠又はその意匠登録を無効にした際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。</p> <p>一・二（略）            三 前二号に掲げる場合において、第四十八条第一項の審判の請求の際現にその無効にした意匠登録に係る意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての第二十八条第三項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者</p> <p>2（略）            （登録料）            第四十二条（略）            2 前項の規定は、国又は独立行政法人（独立行政法人通則法）平</p>

3 | 第一項の登録料は、意匠権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ。

4・5 | (略)

(拒絶査定不服審判)

第四十六条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から三十日以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。

2 | 拒絶査定不服審判を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

(補正却下決定不服審判)

第四十七条 第十七条の二第一項の規定による却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達があつた日から三十日以内に補正却下決定不服審判を請求することができる。ただし、第十七条の三第一項に規定する新たな

成十一年法律第百三三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)であつてその業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに属する意匠権には、適用しない。

3 | 第一項の規定は、国と前項の政令で定める独立行政法人との共有又は同項の政令で定める独立行政法人の共有に係る意匠権には、適用しない。

4 | 第一項の登録料は、意匠権が国等(国又は第二項の政令で定める独立行政法人をいう。第六十七条第三項及び第五項において同じ。)と国等以外の者(国及び第二項の政令で定める独立行政法人以外の者をいう。以下この項及び同条第五項において同じ。)との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する登録料の金額に国等以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国等以外の者がその額を納付しなければならない。

5・6 | (略)

(拒絶査定に対する審判)

第四十六条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。

2 | 前項の審判を請求する者がその責めに帰することができない理由により同項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

(補正の却下の決定に対する審判)

第四十七条 第十七条の二第一項の規定による却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。ただし、第十七条の三第一項に規定する新たな意匠登録出願をし

- 意匠登録出願をしたときは、この限りでない。
- 2 前条第二項の規定は、補正却下決定不服審判の請求に準用する。

(意匠登録無効審判)

第四十八条 意匠登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その意匠登録を無効にすることについて意匠登録無効審判の請求することができる。

一(四) (略)

- 2 意匠登録無効審判は、何人も請求することができる。ただし、意匠登録が前項第一号に該当すること(その意匠登録が第十五条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。)又は前項第三号に該当することを理由とするものは、利害関係人に限り請求することができる。

3 意匠登録無効審判は、意匠権の消滅後においても、請求することができる。

4 審判長は、意匠登録無効審判の請求があつたときは、その旨を当該意匠権についての専用実施権者その他その意匠登録に關し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

(審査に関する規定の準用)

第五十条 第十七条の二及び第十七条の三の規定は、拒絶査定不服審判に準用する。この場合において、第十七条の二第四項中「補正却下決定不服審判を請求したとき」とあるのは、「第五十九条第一項の訴えを提起したとき」と読み替えるものとする。

2 第十八条の規定は、拒絶査定不服審判の請求を理由があるとする場合に準用する。ただし、第五十二条において準用する特許法第六十条第一項の規定によりさらに審査に付すべき旨の審決をするときは、この限りでない。

3 特許法第五十条(拒絶理由の通知)の規定は、拒絶査定不服審判において査定理由と異なる拒絶理由を発見した場合に準用する。

たときは、この限りでない。

- 2 前条第二項の規定は、前項の審判を請求に準用する。

(意匠登録の無効の審判)

第四十八条 意匠登録が次の各号の一に該当するときは、その意匠登録を無効にすることについて審判の請求することができる。

一(四) (略)

2 前項の審判は、意匠権の消滅後においても、請求することができる。

3 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該意匠権についての専用実施権者その他その意匠登録に關し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

(審査に関する規定の準用)

第五十条 第十七条の二及び第十七条の三の規定は、第四十六条第一項の審判に準用する。この場合において、第十七条の二第四項中「第四十七条第一項の審判を請求したとき」とあるのは、「第五十九条第一項の訴えを提起したとき」と読み替えるものとする。

2 第十八条の規定は、第四十六条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。ただし、第五十二条において準用する特許法第六十条第一項の規定によりさらに審査に付すべき旨の審決をするときは、この限りでない。

3 特許法第五十条(拒絶理由の通知)の規定は、第四十六条第一項の審判において査定理由と異なる拒絶理由を発見した

(補正却下決定不服審判の特則)

第五十一条 補正却下決定不服審判において決定を取り消すべき旨の審決があつた場合における判断は、その事件について審査官を拘束する。

(特許法の準用)

第五十二条 特許法第三百三十一条第一項及び第二項、第三百三十一条の二(第二項第一号を除く。)から第三百三十四条まで、第三百三十五条から第三百五十四条まで、第三百五十五条第一項及び第二項、第三百五十六条から第三百五十八条まで、第三百六十条第一項及び第二項、第三百六十一条並びに第三百六十七条から第三百七十条まで(審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第六十一条中、「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第六十九條第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは、「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

(審判の規定の準用)

第五十七条 第五十条第一項及び第三項の規定は、拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。

2 第五十一条の規定は、補正却下決定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。

(特許法の準用)

第五十八条 特許法第七十三條及び第七十四條第四項の規定は、再審に準用する。

2 特許法第三百三十一条第一項、第三百三十一条の二第一項本文、第三百三十二条第三項及び第四項、第三百三十三條、第三百三十三條の二、第三百三十四條第四項、第三百三十五條から第三百四十七條ま

場合に準用する。

(補正の却下の決定に対する審判の特則)

第五十一条 第四十七條第一項の審判において決定を取り消すべき旨の審決があつた場合における判断は、その事件について審査官を拘束する。

(特許法の準用)

第五十二条 特許法第三百三十一条第一項及び第二項、第三百三十二条から第三百三十三條の二まで、第三百三十四條第一項、第三項及び第四項、第三百三十五條から第三百五十四條まで、第三百五十五条第一項及び第二項、第三百五十六条から第三百五十八条まで、第三百六十條第一項及び第二項、第三百六十一条並びに第三百六十七條から第三百七十條まで(審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第六十一条中「第三百三十一条第一項」とあり、及び同法第六十九條第三項中「第三百三十一条第一項又は第三百二十六條第一項」とあるのは、「意匠法第四十六條第一項又は第四十七條第一項」と読み替えるものとする。

(審判の規定の準用)

第五十七条 第五十条第一項及び第三項の規定は、第四十六條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

2 第五十一条の規定は、第四十七條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

(特許法の準用)

第五十八条 特許法第七十三條及び第七十四條第五項の規定は、再審に準用する。

2 特許法第三百三十一条、第三百三十二条第三項及び第四項、第三百三十三條、第三百三十三條の二、第三百三十四條第四項、第三百三十五條から第三百四十七條まで、第三百五十條から第三百五十二條まで

で、第百五十条から第百五十二条まで、第百五十五条第一項、第百五十六条から第百五十八条まで、第百六十条、第百六十八条、第百六十九条第三項から第六項まで並びに第百七十条の規定は、拒絶査定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第百六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは、「拒絶査定不服審判」と読み替えるものとする。

3 特許法第百三十一条第一項、第百三十一条の二第一項本文、第百三十二条第三項及び第四項、第百三十二条、第百三十二条の二、第百三十四条第四項、第百三十五条から第百四十七条まで、第百五十条から第百五十二条まで、第百五十五条第一項、第百五十六条、第百五十七条、第百六十八条、第百六十九条第三項から第六項まで並びに第百七十条の規定は、補正却下決定不服審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第百六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは、「補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

4 特許法第百七十四条第二項の規定は、意匠登録無効審判の確定審決に対する再審に準用する。

(審決等に対する訴え)  
第五十九条 (略)

2 特許法第百七十八条第二項から第六項まで(出訴期間等)、第百七十九条から第百八十条の二まで(被告適格、出訴の通知及び審決取消訴訟における特許庁長官の意見)、第百八十一条第一項及び第五項(審決又は決定の取消し)並びに第百八十二条(裁判の正本の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。

(証明等の請求)

第六十二条 何人も、特許庁長官に対し、意匠登録に関し、証明書類の謄本若しくは抄本の交付、書類、ひな形若しくは見本の閲覧若しくは謄写又は意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製

、第百五十五条第一項、第百五十六条から第百五十八条まで、第百六十条、第百六十八条、第百六十九条第三項から第六項まで並びに第百七十条の規定は、第四十六条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第百六十九条第三項中「第百二十一条第一項又は第百二十六条第一項」とあるのは、「意匠法第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

3 特許法第百三十一条、第百三十二条第三項及び第四項、第百三十二条、第百三十二条の二、第百三十四条第四項、第百三十五条から第百四十七条まで、第百五十条から第百五十二条まで、第百五十五条第一項、第百五十六条、第百五十七条、第百六十八条、第百六十九条第三項から第六項まで並びに第百七十条の規定は、第四十七条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第百六十九条第三項中「第百二十一条第一項又は第百二十六条第一項」とあるのは、「意匠法第四十七条第一項」と読み替えるものとする。

4 特許法第百七十四条第三項の規定は、第四十八条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

(審決等に対する訴え)  
第五十九条 (略)

2 特許法第百七十八条第二項から第六項まで(出訴期間等)及び第百七十九条から第百八十二条まで(被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消及び裁判の正本の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。

(証明等の請求)

第六十二条 何人も、特許庁長官に対し、意匠登録に関し、証明書類の謄本若しくは抄本の交付、書類、ひな形若しくは見本の閲覧若しくは謄写又は意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製

した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類、ひな形又は見本については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判に係る書類であつて、当該事件に係る意匠登録出願について意匠登録がされていらないもの

四 意匠登録無効審判又はその審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第四項に規定する営業秘密をいう。）が記載された旨の申出があつたもの

五・六 (略)

2・3 (略)

(手数料)

第六十七条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

4 意匠権又は意匠登録を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の意匠権又は意匠登録を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料（政令で定めるものに限る。）は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以

した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類、ひな形又は見本については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 第四十六条第一項又は第四十七条第一項の審判に係る書類であつて、当該事件に係る意匠登録出願について意匠登録がされていらないもの

四 第四十八条第一項の審判又はその審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第四項に規定する営業秘密をいう。）が記載された旨の申出があつたもの

五・六 (略)

2・3 (略)

(手数料)

第六十七条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国等であるときは、適用しない。

4 第一項及び第二項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が意匠権若しくは意匠登録を受ける権利を共有する国と第四十二条第二項の政令で定める独立行政法人であるとき又はこれらの権利を共有する同項の政令で定める独立行政法人であるときは、適用しない。

5 意匠権又は意匠登録を受ける権利が国等と国等以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国等と国等以外の者が自己の意匠権又は意匠登録を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料（政令で定めるものに限る。）は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国等以外の者の持分の割合を乗じて得た額

5 | 外の者がその額を納付しなければならない。  
5 | 8 | (略)

(特許法の準用)  
第六十八条 (略)

2 特許法第六条から第九条まで、第十一条から第十六条まで、  
第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十四条まで並び  
に第九十四条(手続)の規定は、意匠登録出願、請求その他  
意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第  
九条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若  
しくは補正却下決定不服審判」と、同法第十四条中「拒絶査定  
不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不  
服審判」と読み替えるものとする。

3 | 7 | (略)

(過料)

第七十五条 第二十五条第三項において準用する特許法第七十一  
条第三項において、第五十二条において、第五十八条第二項若  
しくは第三項において、又は同条第四項において準用する同法  
第七十四条第二項において、それぞれ準用する同法第五十  
一条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定によ  
り宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽  
の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

6 | とし、国等以外の者がその額を納付しなければならない。  
6 | 9 | (略)

(特許法の準用)  
第六十八条 (略)

2 特許法第六条から第九条まで、第十一条から第十六条まで、  
第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十四条まで並び  
に第九十四条(手続)の規定は、意匠登録出願、請求その他  
意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第  
九条中「第二百一十一条第一項」とあるのは「意匠法第四十六  
条第一項若しくは第四十七条第一項」と、同法第十四条中「第百  
二十一条第一項」とあるのは「意匠法第四十六条第一項又は第  
四十七条第一項」と読み替えるものとする。

3 | 7 | (略)

(過料)

第七十五条 第二十五条第三項において準用する特許法第七十一  
条第三項において、第五十二条において、第五十八条第二項若  
しくは第三項において、又は同条第四項において準用する同法  
第七十四条第三項において、それぞれ準用する同法第五十  
一条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定によ  
り宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽  
の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

改正案

現行

（特許法の準用）  
 第十七条 特許法第四十七条第二項（審査官の資格）、第四十八条（審査官の除斥）、第五十二条（査定的方式）及び第五十四条（訴訟との関係）の規定は、商標登録出願の審査に準用する。  
 この場合において、同法第五十四条第一項中「審決」とあるのは、「登録異議の申立て」についての決定若しくは審決」と読み替えるものとする。

（登録料）

第四十条 （略）

2 （略）

3 前二項の規定は、国に属する商標権には、適用しない。

4 第一項又は第二項の登録料は、商標権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらに規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

5・6 （略）

（特許法の準用）  
 第十七条 特許法第四十七条第二項（審査官の資格）、第四十八条（審査官の除斥）、第五十二条（査定的方式）及び第五十四条（訴訟との関係）の規定は、商標登録出願の審査に準用する。

（登録料）

第四十条 （略）

2 （略）

3 前二項の規定は、国又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）であつてその業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに属する商標権には、適用しない。

4 第一項及び第二項の規定は、国と前項の政令で定める独立行政法人との共有又は同項の政令で定める独立行政法人の共有に係る商標権には、適用しない。

5 第一項又は第二項の登録料は、商標権が国等（国又は第三項の政令で定める独立行政法人をいう。第七十六条第三項及び第五項において同じ。）と国等以外の者（国及び第三項の政令で定める独立行政法人以外の者をいう。以下この項及び同条第五項において同じ。）との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらに規定する登録料の金額に国等以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国等以外の者がその額を納付しなければならない。

6・7 （略）

(登録料の分割納付)  
第四十一条の二 (略)

2) 4 (略)

5 第四十条第三項から第五項までの規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

6 (略)

(特許法の準用)

第五十六条 特許法第三百三十一条第一項、第三百三十一条の二第一項、第三百三十二条から第三百三十三条の二まで、第三百三十四条第一項、第三項及び第四項、第三百三十五条から第三百五十四条まで、第三百五十五条第一項及び第二項、第三百五十六条から第三百五十八条まで、第三百六十条第一項及び第二項、第三百六十一条並びに第三百六十七条から第三百七十条まで(審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第三百三十一条の二第一項中「特許無効審判以外の審判を請求する場合における同項第三号に掲げる請求の理由についてされる」とあるときは、又は次項の規定による審判長の許可があつたとき」とあるのは、「商標法第四十六条第一項の審判以外の審判を請求する場合における同法第五十六条第一項において準用する特許法第三百三十一条第一項第三号に掲げる請求の理由についてされる」と、同法第三百三十二条第一項及び第三百六十七条中「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあり、並びに同法第四百四十五条第一項及び第三百六十九条第一項中「特許無効審判及び延長登録無効審判」とあるのは、「商標法第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第二項、第五十三条第一項又は第五十三号の二の審判」と、同法第三百三十九条第一号、第二号及び第五号中「当事者若しくは参加人」とあるのは、「当事者、参加人若しくは登録異議申立人」と、同条第三号中「当事者又は参加人」とあるのは、「当事者、参加人又は登録異議申立人」

(登録料の分割納付)  
第四十一条の二 (略)

2) 4 (略)

5 第四十条第三項から第六項までの規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

6 (略)

(特許法の準用)

第五十六条 特許法第三百三十一条第一項及び第二項、第三百三十二条から第三百三十三条の二まで、第三百三十四条第一項、第三項及び第四項、第三百三十五条から第三百五十四条まで、第三百五十五条第一項及び第二項、第三百五十六条から第三百五十八条まで、第三百六十条第一項及び第二項、第三百六十一条並びに第三百六十七条から第三百七十条まで(審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第三百三十二条第一項、第四百四十五条第一項、第三百六十七条及び第三百六十九条第一項中「第三百三十二条第一項又は第三百三十五条の二第一項」とあるのは、商標法第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三号の二第一項又は第五十三号の二の審判」とあり、及び同法第三百三十一条第一項、第三百三十一条の二第一項、第三百三十二条の二第一項、第三百三十二条の二第二項、第三百三十三条の二第一項又は第三百三十三条の二第二項中「当事者若しくは参加人」とあるのは、「当事者、参加人若しくは登録異議申立人」と、同条第三号中「当事者又は参加人」とあるのは、「当事者、参加人又は登録異議申立人」

と、同法第六十一条中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項又は第四十五条第一項の審判」と、同法第六十八条第一項中「他の審判の審決」とあるのは「登録異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決」と読み替えるものとする。

2 (略)

(審判の規定の準用)

第六十条の二 第四十三條の三、第四十三條の五から第四十三條の九まで、第四十三條の十二から第四十三條の十四まで、第五十六條第一項において準用する特許法第三百一十一條第一項、第三百一十一條の二第一項本文、第三百二十二條第三項、第五百四十四條、第五百五十五條第一項及び第五百五十六條並びに第五十六條第二項において準用する同法第五百五十五條第三項の規定は、確定した取消決定に対する再審に準用する。

2・3 (略)

(特許法の準用)

第六十一条 特許法第七十三条(再審の請求期間)並びに第七十四條第二項及び第四項(審判の規定等の準用)の規定は、再審に準用する。この場合において、同法第七十三條第一項及び第三項から第五項までの規定中「審決」とあるのは「取消決定又は審決」と、同法第七十四條第二項中「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあるのは「商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二の審判」と読み替えるものとする。

(審決等に対する訴え)

第六十三條 (略)

2 特許法第七十八條第二項から第六項まで(出訴期間等)

2 (略)

(審判の規定の準用)

第六十条の二 第四十三條の三、第四十三條の五から第四十三條の九まで、第四十三條の十二から第四十三條の十四まで、第五十六條第一項において準用する特許法第三百一十一條第一項及び第二項、第三百二十二條第三項、第五百四十四條、第五百五十五條第一項並びに第五百五十六條並びに第五十六條第二項において準用する同法第五百五十五條第三項の規定は、確定した取消決定に対する再審に準用する。

2・3 (略)

(特許法の準用)

第六十一条 特許法第七十三条(再審の請求期間)並びに第七十四條第三項及び第五項(審判の規定等の準用)の規定は、再審に準用する。この場合において、同法第三項中「第二百二十三條第一項又は第二百二十五條の二第一項」とあるのは、「商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二」と読み替えるものとする。

(審決等に対する訴え)

第六十三條 (略)

2 特許法第七十八條第二項から第六項まで(出訴期間等)及

第七百七十九条から第八十条の二まで（被告適格、出訴の通知及び審決取消訴訟における特許庁長官の意見）、第八十一条第一項及び第五項（審決又は決定の取消し）並びに第八十二条（裁判の正本の送付）の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同法第七十八条第二項中「当該審判」とあるのは、「当該登録異議の申立てについての審理、審判」と、同法第七十九条中「特許無効審判若しくは延長登録無効審判」とあるのは、「商標法第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項若しくは第五十三条の二の審判」と読み替えるものとする。

（登録料）

第六十五条の七（略）

2（略）

3 第四十条第三項から第五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

（指定商品又は指定役務が二以上の商標権についての特則）

第六十九条 指定商品又は指定役務が二以上の商標登録又は商標権についての第十三条の二第四項（第六十八条第一項において準用する場合を含む）、第二十条第四項、第三十三条第一項、第三十五条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号、第四十三条の三第三項、第四十六条第二項、第四十六条の二、第五十四条、第五十六条第一項において若しくは第六十一条において準用する同法第七十四条第二項においてそれぞれ準用する同法第三十二条第一項、第五十九条、第六十条、第七十一条第一項第一号又は第七十五条第二項第四号の規定の適用については、指定商品又は指定役務ごとに商標登録がされ、又は商標権があるものとみなす。

（手数料）

第七十六条（略）

第七百七十九条から第八十二条まで（被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消し及び裁判の正本の送付）の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同法第七十九条中「第二百三十三条第一項若しくは第二百三十五条の二第一項」とあるのは、「商標法第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項又は第五十三条の二」と読み替えるものとする。

（登録料）

第六十五条の七（略）

2（略）

3 第四十条第三項から第六項までの規定は、前二項の場合に準用する。

（指定商品又は指定役務が二以上の商標権についての特則）

第六十九条 指定商品又は指定役務が二以上の商標登録又は商標権についての第十三条の二第四項（第六十八条第一項において準用する場合を含む）、第二十条第四項、第三十三条第一項、第三十五条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号、第四十三条の三第三項、第四十六条第二項、第四十六条の二、第五十四条、第五十六条第一項において若しくは第六十一条において準用する同法第七十四条第三項においてそれぞれ準用する同法第三十二条第一項、第五十九条、第六十条、第七十一条第一項第一号又は第七十五条第二項第四号の規定の適用については、指定商品又は指定役務ごとに商標登録がされ、又は商標権があるものとみなす。

（手数料）

第七十六条（略）

2 (略)

3 前二項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

4 商標権、商標登録出願により生じた権利又は防護標章登録に基づく権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の商標権、商標登録出願により生じた権利又は防護標章登録に基づく権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料(政令で定めるものに限る。)は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

5 8 (略)

(特許法の準用)  
第七十七条 (略)

2 特許法第六条から第九条まで、第十一条から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十四条まで並びに第九十四条(手続)の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第六条第一項第一号中「出願審査の請求」とあるのは「登録異議の申立て」と、同法第七条第四項中「相手方が請求した審判又は再審」とあるのは「その商標権若しくは防護標章登録に基づく権利に係る登録異議の申立て又は相手方が請求した審判若しくは再審」と、同法第九条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一

2 (略)

3 前二項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国等であるときは、適用しない。

4 第一項及び第二項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が商標権、商標登録出願により生じた権利若しくは防護標章登録に基づく権利を共有する国と第四十条第三項の政令で定める独立行政法人であるとき、又はこれらの権利を共有する同項の政令で定める独立行政法人であるときは、適用しない。

5 商標権、商標登録出願により生じた権利又は防護標章登録に基づく権利が国等と国等以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国等と国等以外の者が自己の商標権、商標登録出願により生じた権利又は防護標章登録に基づく権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料(政令で定めるものに限る。)は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国等以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国等以外の者がその額を納付しなければならない。

6 9 (略)

(特許法の準用)  
第七十七条 (略)

2 特許法第六条から第九条まで、第十一条から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十四条まで並びに第九十四条(手続)の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第九条中「第二百一十一条第一項」とあるのは「商標法第四十四条第一項若しくは第四十五条第一項」と、同法第十四条中「第二百一十一条第一項」とあるのは「商標法第四十四条第一項又は第四十五条第一項」と、同法第十七条第三項中「二 手続がこの法律又はこの法律に基づ

二

項若しくは第四十五条第一項の審判」と、同法第十四条中「絶対査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項又は第四十五条第一項の審判」と、同法第十七条第三項中「二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。」とあるのは

- 「二 手続がこの法律又はこの法律に
- 「二の二 手続について商標法第四十

基づく命令で定める方式に違反しているとき。

条第二項の規定による登録料又は同法第四十一条の二第二項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料（商標法

第四十三条第一項又は第二項の規定により納付すべき割増登録

料を含む。）を納付しないとき。」

と、同法第十八条の二第一

項中「できないもの」とあるのは「できないもの（商標法第五

条の二第一項各号（同法第六十八条第一項において準用する場

合を含む。）に該当するものを除く。）」と、同法第二十三条第

一項及び第二十四条中「審判」とあるのは「登録異議の申立て

についての審理及び決定、審判」と、同法第九十四条第一項

中「審判」とあるのは「登録異議の申立て、審判」と読み替え

るものとする。

3～7 (略)

(過料)

第八十三条 第二十八条第三項（第六十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する特許法第七十一条第三項において、第四十三条の八（第六十条の二第一項及び第六十八条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五十六条第一項（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において、第六十一条（第六十八条第五項において準用する場合

く命令で定める方式に違反しているとき。」とあるのは

- 「二の

手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反

- 「二 手続について商標法第四十条第二項の規定による登録料又

しているとき。

は同法第四十一条の二第二項の規定により更新登録の申請と同時

時に納付すべき登録料（商標法第四十三条第一項又は第二項の

規定により納付すべき割増登録料を含む。）を納付しないとき

と、同法第十八条の二第一項中「できないもの」とあるの

は「できないもの（商標法第五条の二第一項各号（同法第六十

八条第一項において準用する場合を含む。）に該当するものを

除く。）」と読み替えるものとする。

3～7 (略)

(過料)

第八十三条 第二十八条第三項（第六十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する特許法第七十一条第三項において、第四十三条の八（第六十条の二第一項及び第六十八条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五十六条第一項（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において、第六十一条（第六十八条第五項において準用する場合

を含む。)において準用する同法第七十四條第二項において、第六十二條第一項(第六十八條第五項において準用する場合を含む。)において準用する意匠法第五十八條第二項において、又は第六十二條第二項(第六十八條第五項において準用する場合を含む。)において準用する同法第五十八條第三項において、それぞれ準用する特許法第五十一條において準用する民事訴訟法第二百七條第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

#### 附則

##### (特許法の準用)

第九條 特許法第四十七條第二項(審査官の資格)、第四十八條(審査官の除斥)、第五十二條(査定的方式)及び第五十四條(訴訟との関係)の規定は、書換登録の申請の審査に準用する。この場合において、同法第五十四條第一項中「審決」とあるのは、「登録異議の申立てについての決定若しくは審決」と読み替えるものとする。

##### (特許法の準用)

第十七條 特許法第三百一十一條第一項、第三百一十一條の二第一項、第三百二十二條から第三百二十三條の二まで、第三百二十四條第一項、第三項及び第四項、第三百二十五條から第三百五十四條まで、第三百五十五條第一項及び第二項、第三百五十六條から第三百五十八條まで、第三百六十條第一項及び第二項、第三百六十一條並びに第三百六十七條から第三百七十條まで(審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、書換登録についての審判に準用する。この場合において、同法第三百一十一條の二第一項中「特許無効審判以外の審判を請求する場合における同項第三号に掲げる請求の理由についてされる」とあるのは、「商標法附則第十四條第一項の審判以外の審判を請

を含む。)において準用する同法第七十四條第三項において、第六十二條第一項(第六十八條第五項において準用する場合を含む。)において準用する意匠法第五十八條第二項において、又は第六十二條第二項(第六十八條第五項において準用する場合を含む。)において準用する同法第五十八條第三項において、それぞれ準用する特許法第五十一條において準用する民事訴訟法第二百七條第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

#### 附則

##### (特許法の準用)

第九條 特許法第四十七條第二項(審査官の資格)、第四十八條(審査官の除斥)、第五十二條(査定的方式)及び第五十四條(訴訟との関係)の規定は、書換登録の申請の審査に準用する。

##### (特許法の準用)

第十七條 特許法第三百一十一條第一項及び第二項、第三百二十二條から第三百二十三條の二まで、第三百二十四條第一項、第三項及び第四項、第三百二十五條から第三百五十四條まで、第三百五十五條第一項及び第二項、第三百五十六條から第三百五十八條まで、第三百六十條第一項及び第二項、第三百六十一條並びに第三百六十七條から第三百七十條まで(審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、書換登録についての審判に準用する。この場合において、同法第三百一十一條第一項、第三百四十五條第一項、第三百六十七條及び第三百六十九條第一項中「第三百二十三條第一項又は第三百二十五條の二第一項」とあるのは、「商標法附則第十四條第一項」と、特許法第六十一條中「第三百一十一條第一項」とあり、及び同法第六十

求する場合における同法附則第十七条第一項において準用する特許法第三百一十一条第一項第三号に掲げる請求の理由について「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあり、並びに同法第三百四十五条第一項及び第六百六十九条第一項中「特許無効審判及び延長登録無効審判」とあるのは「商標法附則第十四条第一項の審判」と、同法第三百二十九条第一号、第二号及び第五号中「当事者若しくは参加人」とあるのは「当事者、参加人若しくは登録異議申立人」と、同条第三号中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者、参加人又は登録異議申立人」と、同法第六十一条中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第六十九條第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは「商標法附則第十三条において準用する第四十四条第一項の審判」と、同法第六十八條第一項中「他の審判の審決」とあるのは「登録異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決」と読み替えるものとする。

2 (略)

(特許法の準用)

第二十条 特許法第七十三条(再審の請求期間)並びに第七十四条第二項及び第四項(審判の規定等の準用)の規定は、書換登録についての再審に準用する。この場合において、同条第二項中「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあるのは、「商標法附則第十四条第一項の審判」と読み替えるものとする。

(審決等に対する訴え)

第二十二條 (略)

2 特許法第七十八條第二項から第六項まで(出訴期間等)及び第七十九條から第八十條の二まで(被告適格、出訴の通知及び審決取消訴訟における特許庁長官の意見)、第八十一条第一項及び第五項(審決又は決定の取消し)並びに第八十二

九條第三項中「第二百一十一条第一項又は第二百二十六條第一項」とあるのは「商標法附則第十三條において準用する第四十四條第一項」と読み替えるものとする。

2 (略)

(特許法の準用)

第二十条 特許法第七十三条(再審の請求期間)並びに第七十四条第三項及び第五項(審判の規定等の準用)の規定は、書換登録についての再審に準用する。この場合において、同条第三項中「第二百一十三条第一項又は第二百二十五條の二第一項」とあるのは、「商標法附則第十四條第一項」と読み替えるものとする。

(審決等に対する訴え)

第二十二條 (略)

2 特許法第七十八條第二項から第六項まで(出訴期間等)及び第七十九條から第八十二條まで(被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消し及び裁判の正本の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同法第七十九條中「第

条（裁判の正本の送付）の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同法第七十九条中「特許無効審判若しくは延長登録無効審判」とあるのは、「商標法附則第十四条第一項の審判」と読み替えるものとする。

（特許法の準用）

第二十七条（略）

2 特許法第六条から第九条まで、第十一条から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条第一項、第十八条の二から第二十四条まで並びに第九十四条（手続）の規定は、書換登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第九条及び第十四条中「拒絶査定不服審判」とあるのは、「商標法附則第十三条において準用する第四十四条第一項の審判」と読み替えるものとする。

（過料）

第三十条 附則第十七条第一項において、附則第二十条において準用する特許法第七十四条第二項において、又は附則第二十一条において準用する意匠法第五十八条第二項において、それぞれ準用する特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

百二十三条第一項若しくは第百二十五条の二第一項」とあるのは、「商標法附則第十四条第一項」と読み替えるものとする。

（特許法の準用）

第二十七条（略）

2 特許法第六条から第九条まで、第十一条から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条第一項、第十八条の二から第二十四条まで並びに第九十四条（手続）の規定は、書換登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第九条及び第十四条中「第百二十一条第一項」とあるのは、「商標法附則第十三条において準用する第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

（過料）

第三十条 附則第十七条第一項において、附則第二十条において準用する特許法第七十四条第三項において、又は附則第二十一条において準用する意匠法第五十八条第二項において、それぞれ準用する特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

改正案	現行
<p>(国際出願)</p> <p>第二条 日本国民又は日本国内に住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する外国人（以下「日本国民等」という）は、特許庁長官に条約第二条（の国際出願（以下「国際出願」という。））をすることができ、日本国民等と日本国民等以外の者が共同して国際出願をするときも、同様とする。</p> <p>(願書等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 願書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 出願人の氏名又は名称並びにその国籍及び住所又は居所（出願人が二人以上ある場合にあつては、日本国民等である出願人のうち少なくとも一人の国籍及び住所又は居所）</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(国際出願日の認定等)</p> <p>第四条 特許庁長官は、国際出願が次の各号のいずれかに該当す</p>	<p>(国際出願)</p> <p>第二条 日本国民又は日本国内に住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する外国人（以下「日本国民等」という）は、特許庁長官に条約第二条（の国際出願（以下「国際出願」という。））をすることができ、日本国民等と日本国民等以外の者が共同して国際出願をする場合において、日本国民等を代表者とするときその他経済産業省令で定める要件に該当するときも、同様とする。</p> <p>(願書等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 願書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 出願人の氏名又は名称、国籍及び住所又は居所</p> <p>三 (略)</p> <p>四 当該出願に係る発明の保護を求める条約の締約国の国名</p> <p>五 前号において指定した条約の締約国（以下「指定国」という。）について条約第二条（の広域特許を受けようとする場合には、その旨</p> <p>六 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(国際出願日の認定等)</p> <p>第四条 特許庁長官は、国際出願が次の各号の一に該当する場合</p>

る場合を除き、国際出願が特許庁に到達した日を国際出願日として認定しなければならない。

一 (略)

二 前条第二項第一号に掲げる事項の記載がないとき。

三(五) (略)

2 特許庁長官は、国際出願が前項各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を指定して、書面により手続の補完をすべきことを命じなければならない。

3 (略)

(取り下げられたものとみなす旨の決定)

第七条 特許庁長官は、国際出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定をしなければならない。

一 (略)

二 第十八条第一項第一号若しくは第二号、同条第二項又は同条第三項の規定により納付すべき手数料が経済産業省令で定める期間内に納付されなかつたとき。

三 第四条第一項若しくは第三項又は第五条第二項の規定による認定をした国際出願につき、経済産業省令で定める期間内に、当該国際出願が第四条第一項各号のいずれかに該当することを発見したとき。

(国際予備審査の請求)

を除き、国際出願が特許庁に到達した日を国際出願日として認定しなければならない。

一 (略)

二 前条第二項第一号又は第四号に掲げる事項の記載がないとき。

三(五) (略)

2 特許庁長官は、国際出願が前項各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を指定して、書面により手続の補完をすべきことを命じなければならない。

3 (略)

(取り下げられたものとみなす旨の決定)

第七条 特許庁長官は、国際出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定をしなければならない。

一 (略)

二 第十八条第一項第一号若しくは第二号、同条第二項又は同条第三項の規定により納付すべき手数料が経済産業省令で定める期間内に納付されなかつたとき。(次項に規定する場合を除く。)

三 第四条第一項若しくは第三項又は第五条第二項の規定による認定をした国際出願につき、経済産業省令で定める期間内に、当該国際出願が第四条第一項各号のいずれかに該当することを発見したとき。

2 特許庁長官は、第十八条第三項の規定により納付すべき手数料の一部が前項第二号の経済産業省令で定める期間内に納付されなかつた場合において、条約第十四条(3)(b)に規定する場合に該当するときは、経済産業省令で定めるところにより、指定国の一部につきその国名を明示して、その指定が取り下げられたものとみなす旨の決定をしなければならない。

(国際予備審査の請求)

第十条 第四条第一項若しくは第三項又は第五条第二項の規定による認定を受けた国際出願の出願人は、経済産業省令で定める期間内に、その国際出願について、特許庁長官に条約第三十二条に規定する国際予備審査（以下「国際予備審査」という。）の請求をすることができ。ただし、出願人が条約第三十一条(2)の規定により国際予備審査の請求をすることができることとされている者以外の者である場合その他経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の請求をしようとする者は、経済産業省令で定める事項を日本語又は経済産業省令で定める外国語により記載した請求書を、特許庁長官に提出しなければならない。

（国際予備審査の請求の手續の不備等）

第十四条 国際予備審査の請求につき、第十八条第一項第四号又は同条第三項の規定により納付すべき手数料が納付されていないことその他経済産業省令で定める事由がある場合において特許庁長官又は出願人が執るべき手續及びその効果については、政令で定める。

（手数料）

第十八条（略）

2・3（略）

4 特許法第九十五条第四項、第五項、第七項、第八項、第十一項及び第十二項の規定は、第一項の規定により納付すべき手数料及び第八条第四項又は第十二条第三項の規定により追加して納付すべきことを命じられた手数料に準用する。

第十条 第四条第一項若しくは第三項又は第五条第二項の規定による認定を受けた国際出願の出願人は、その国際出願について、特許庁長官に条約第三十二条に規定する国際予備審査（以下「国際予備審査」という。）の請求をすることができ。ただし、出願人が条約第三十一条(2)の規定により国際予備審査の請求をすることができることとされている者以外の者である場合その他経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の請求をしようとする者は、国際予備審査の結果を利用すべき指定国（以下「選択国」という。）の国名その他経済産業省令で定める事項を日本語又は経済産業省令で定める外国語により記載した請求書を、特許庁長官に提出しなければならない。

（国際予備審査の請求の手續の不備等）

第十四条 国際予備審査の請求につき、選択国の記載がないこと、第十八条第一項第四号又は同条第三項の規定により納付すべき手数料が納付されていないことその他経済産業省令で定める事由がある場合において特許庁長官又は出願人が執るべき手續及びその効果については、政令で定める。

（手数料）

第十八条（略）

2・3（略）

4 特許法第九十五条第四項から第十項までの規定は、第一項の規定により納付すべき手数料及び第八条第四項又は第十二条第三項の規定により追加して納付すべきことを命じられた手数料に準用する。

改正案	現行
<p>（ファイルに記録されている事項等の縦覧）</p> <p>第十一条 特許庁長官は、経済産業省令で定めるところにより、商標法第十八条第四項（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しなければならぬものとされている書類に代えて、当該書類についてファイルに記録されている事項又は当該事項を記載した書類を公衆の縦覧に供することができる。</p> <p>（手数料）</p> <p>第四十条 次に掲げる者は、政令で定める場合を除くほか、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定は、手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。ただし、指定情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める場合は、この限りでない。</p> <p>4 特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権、特許、実用新案登録若しくは意匠登録を受ける権利、商標登録出願により生じた権利又は防護標章登録に基づく権利（以下この項において</p>	<p>（ファイルに記録されている事項等の縦覧）</p> <p>第十一条 特許庁長官は、経済産業省令で定めるところにより、特許法第六十六条第五項又は商標法第十八条第四項（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しなければならないものとされている書類に代えて、当該書類についてファイルに記録されている事項又は当該事項を記載した書類を公衆の縦覧に供することができる。</p> <p>（手数料）</p> <p>第四十条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定は、手数料を納付すべき者が国、特許法第一百七条第二項に規定する独立行政法人（当該手数料が特許に関するものである場合におけるものに限る。）、実用新案法第三十一条第二項に規定する独立行政法人（当該手数料が実用新案登録に関するものである場合におけるものに限る。）、意匠法第四十二条第二項に規定する独立行政法人（当該手数料が意匠登録に関するものである場合におけるものに限る。）又は商標法第四十条第三項に規定する独立行政法人（当該手数料が商標登録又は防護標章登録に関するものである場合におけるものに限る。）であるときは、適用しない。ただし、指定情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める場合は、この限りでない。</p> <p>4 第一項の規定は、手数料（特許に関するものに限る。）を納付すべき者が特許権若しくは特許を受ける権利を共有する国と特許法第一百七条第二項に規定する独立行政法人であるとき若し</p>

「権利」といふ。)が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の権利について第一項第一号の規定により納付すべき手数料(政令で定めるものに限る。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ。ただし、指定情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める場合は、この限りでない。

くはこれらの権利を共有する同項に規定する独立行政法人であるとき、手数料(実用新案登録に関するものに限る。)を納付すべき者が実用新案権若しくは実用新案登録を受ける権利を共有する国と実用新案法第三十一条第二項に規定する独立行政法人であるとき若しくはこれらの権利を共有する同項に規定する独立行政法人であるとき、手数料(意匠登録に関するものに限る。)を納付すべき者が意匠権若しくは意匠登録を受ける権利を共有する国と意匠法第四十二条第二項に規定する独立行政法人であるとき若しくはこれらの権利を共有する同項に規定する独立行政法人であるとき、又は手数料(商標登録又は防護標章登録に関するものに限る。)を納付すべき者が商標権、商標登録出願により生じた権利若しくは防護標章登録に基づく権利を共有する国と商標法第四十条第三項に規定する独立行政法人であるとき若しくはこれらの権利を共有する同項に規定する独立行政法人であるときは、適用しない。ただし、指定情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める場合は、この限りでない。

5 次の上欄に掲げる権利が同表の中欄に掲げる者と同表の下欄に掲げる者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同表の中欄に掲げる者と同表の下欄に掲げる者が自己の同表の上欄に掲げる権利について第一項第一号の規定により納付すべき手数料(政令で定めるものに限る。)は、第一項の規定にかかわらず、それぞれ、同項に規定する手数料の金額に同表の下欄に掲げる者の持分の割合を乗じて得た額とし、同表の下欄に掲げる者がその額を納付しなければならぬ。ただし、指定情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める場合は、この限りでない。

特許権又は特許を受ける権	国又は特許法第一百七十二条第二項に規定する独立行政法人	国及び特許法第一百七十二条第二項に規定する独立行政法人以外の者
--------------	-----------------------------	---------------------------------

7| 5|  
 5・6|  
 (略)  
 特許法第百九十五条第十一項及び第十二項の規定は、第一項の規定により国に納付した手数料に準用する。

8| 6|  
 6・7|  
 (略)  
 特許法第百九十五条第九項及び第十項の規定は、第一項の規定により国に納付した手数料に準用する。

実用新案 権又は実 用新案登 録を受け る権利	国又は実用新案法第 三十一条第二項に規 定する独立行政法人	国及び実用新案法第 三十一条第二項に規 定する独立行政法人 以外の者
意匠権又 は意匠登 録を受け る権利	国又は意匠法第四十 二条第二項に規定す る独立行政法人	国及び意匠法第四十 二条第二項に規定す る独立行政法人以外 の者
商標権、 商標登録 出願によ り生じた 権利又は 防護標章 登録に基 づく権利	国又は商標法第二十 条第三項に規定する 独立行政法人	国及び商標法第二十 条第三項に規定する 独立行政法人以外の 者

改正案	現行
<p>(特許料の特例等)</p> <p>第十二条 国の試験研究機関であつて政令で定めるもの(以下「特定試験研究機関」という。)における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る国有的の特許権若しくは特許を受ける権利又は国有的の实用新案権若しくは实用新案登録を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権又は当該实用新案権若しくは当該实用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者は、当該特定試験研究機関を所管する大臣に申請して、その事業が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 特定試験研究機関を所管する大臣は、前項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 特定試験研究機関を所管する大臣は、第一項の規定による認定をしたとき、及び前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を特許庁長官に通知しなければならない。</p> <p>4 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第七十二条第二項の規定は、次に掲げる特許権であつて当該認定事業者に属するものに準用する。</p> <p>一 認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る特許を受ける権利に基づいて取得した特許権</p>	<p>(特許料の特例等)</p> <p>第十二条 国立大学(学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校であつて国が設置するもの並びに国立学校設置法第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関をいう。以下この条において同じ。)における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る国有的の特許権若しくは特許を受ける権利又は国有的の实用新案権若しくは实用新案登録を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権又は当該实用新案権若しくは当該实用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者は、文部科学大臣に申請して、その事業が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 文部科学大臣は、第一項の規定による認定をしたとき、及び前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を特許庁長官に通知しなければならない。</p> <p>4 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第七十二条第二項の規定は、次に掲げる特許権であつて当該認定事業者に属するものに準用する。</p> <p>一 認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る特許を受ける権利に基づいて取得した特許権</p>

二 認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る特許権

5 特許法第百九十五条第四項の規定は、前項に規定する特許権又は認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る特許を受ける権利であつて当該認定事業者に属するものについて同条第一項から第三項までの規定により手数料（政令で定めるものに限る。）を納付すべき者が当該認定事業者である場合に準用する。

6 第四項に規定する特許権又は前項に規定する特許を受ける権利が認定事業者と認定事業者以外の者との共有に係る場合における特許法第百九十五条第一項又は第二項の規定による手数料（出願審査の請求の手数料以外の政令で定める手数料に限る。）

二 認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る特許権

5 前項に規定する特許権が認定事業者と認定事業者以外の者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）との共有に係る場合における特許法第百七条第四項の規定の適用については、同項中「国等（国又は第二項の政令で定める独立行政法人をいう。第百九十五条第四項及び第六項において同じ。）」とあるのは「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（以下「大学等技術移転促進法」という。）第十二条第二項の認定事業者」と、「国等以外の者（国及び第二項の政令で定める独立行政法人以外の者をいう。以下この項及び同条第六項において同じ。）」とあるのは「大学等技術移転促進法第十二条第二項の認定事業者以外の者（国及び独立行政法人を除く。）」と、「国等以外の者」とあるのは「大学等技術移転促進法第十二条第二項の認定事業者以外の者（国及び独立行政法人を除く。）」と、「国等以外の者」とあるのは「大学等技術移転促進法第十二条第二項の認定事業者以外の者（国及び独立行政法人を除く。）」とする。

6 特許法第百九十五条第四項（同条第一項及び第二項に係る部分に限る。）の規定は、第四項に規定する特許権又は認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る特許を受ける権利であつて当該認定事業者に属するものについて同条第一項又は第二項の規定により手数料（政令で定めるものに限る。）を納付すべき者が当該認定事業者である場合に準用する。

の納付については、認定事業者を国とみなして同条第五項の規定を適用する。

7| 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十条第三項の規定は、第四項に規定する特許権又は第五項に規定する特許を受ける権利について同条第一項の規定により手数料（政令で定めるものに限る。）を納付すべき者が当該認定事業者である場合に準用する。

8| 第四項に規定する特許権又は第五項に規定する特許を受ける権利が認定事業者と認定事業者以外の者との共有に係る場合における工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第一項の規定による手数料（前項の政令で定めるものに限る。）の納付については、認定事業者を国とみなして同条第四項の規定を適用する。

9| 第四項から前項までの規定は、認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利、認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権及び認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案権であつて当該認定事業者に属するものに準用する。この場合において、第四項中「特許法（昭和

7| 第四項に規定する特許権又は前項に規定する特許を受ける権利が認定事業者と認定事業者以外の者（国及び独立行政法人を除く。）との共有に係る場合における特許法第九十五条第六項の規定の適用については、同項中「が国等」とあるのは「が大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（以下「大学等技術移転促進法」という。）（第十二条第二項の認定事業者と」と、「国等以外の者」とあるのは「大学等技術移転促進法第十二条第二項の認定事業者以外の者（国及び独立行政法人を除く。）と」、「国等」とあるのは「、大学等技術移転促進法第十二条第二項の認定事業者」ととする。

8| 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十条第三項の規定は、第四項に規定する特許権又は第六項に規定する特許を受ける権利について同条第一項の規定により手数料（政令で定めるものに限る。）を納付すべき者が当該認定事業者である場合に準用する。

9| 第四項に規定する特許権又は第六項に規定する特許を受ける権利が認定事業者と認定事業者以外の者（国及び独立行政法人を除く。）との共有に係る場合における工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第五項の規定の適用については、同項中「次の表の上欄に掲げる権利が同表の中欄に掲げる者と同表の下欄に掲げる者」とあるのは「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（以下「大学等技術移転促進法」という。）（第十二条第四項に規

三十四年法律第二百一十一号) 第一百七条第二項」とあるのは、「実用新案法(昭和三十四年法律第二百一十三号) 第三十一条第二項」と、第五項中「特許法第九十五条第四項」とあるのは、「実用新案法第五十四条第三項」と、第六項中「特許法第九十五条第一項又は第二項」とあるのは、「実用新案法第五十四条第一項又は第二項」と、「出願審査の請求の手数料」とあるのは、「実用新案技術評価の請求の手数料」と、「同条第五項」とあるのは、「同条第四項」と読み替えるものとする。

定する特許権又は同条第六項に規定する特許を受ける権利が同条第二項の認定事業者と同項の認定事業者以外の者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百二二号) 第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。))と、「同表の中欄に掲げる者と同表の下欄に掲げる者」とあるのは、「大学等技術移転促進法第十二条第二項の認定事業者と同項の認定事業者以外の者(国及び独立行政法人を除く。))と、「同表の上欄に掲げる権利」とあるのは、「大学等技術移転促進法第十二条第四項に規定する特許権又は同条第六項に規定する特許を受ける権利」と、「同表の下欄に掲げる者」とあるのは、「大学等技術移転促進法第十二条第二項の認定事業者以外の者(国及び独立行政法人を除く。))の」と、「同表の下欄に掲げる者」とあるのは、「大学等技術移転促進法第十二条第二項の認定事業者以外の者(国及び独立行政法人を除く。))とする。

10)

第四項から前項までの規定は、認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利、認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権及び認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る実用新案権であつて当該認定事業者に属するものに準用する。この場合において、第四項中「特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号) 第一百七条第一項」とあるのは、「実用新案法(昭和三十四年法律第二百一十三号) 第三十一条第二項」と、第五項中「特許法第一百七条第四項」とあるのは、「実用新案法第三十一条第四項」と、「第九十五条第四項及び第六項」とあるのは、「第五十四条第三項及び第五項」と、「同条第六項」とあるのは、「同条第五項」と、第六項中「特許法第九十五条第四項(同条第一項及び第二項に係る部分に限る。))」とあるのは、「実用新案法第五十四条第三項」と、第七項中「特許法第九十五条第六項」とあるのは、「実用新案法第五十四条第五項」と読み替えるものと

第十三条 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）であつて試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるもの（以下「試験研究独立行政法人」という。）における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る試験研究独立行政法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業（以下「試験研究独立行政法人技術移転事業」という。）を行う者は、当該試験研究独立行政法人を所管する大臣に申請して、その事業が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

- 一 当該事業を適確かつ円滑に実施することができる技術的能力を有するものであること。
  - 二 当該特許権又は当該特許を受ける権利に係る発明を自ら実施するものでないこと。
  - 三 当該特許権又は当該特許を受ける権利に係る発明に関する民間事業者への情報の提供において特定の民間事業者に対して不当な差別的取扱いをするものでないことその他当該事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。
- 2 前条第二項及び第三項の規定は前項の規定による認定に準用する。

する。

第十三条 国の試験研究機関であつて政令で定めるもの（以下「特定試験研究機関」という。）又は独立行政法人であつて試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるもの（以下「試験研究独立行政法人」という。）における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る国若しくは試験研究独立行政法人が保有する特許権若しくは特許を受ける権利又は国若しくは試験研究独立行政法人が保有する実用新案権若しくは実用新案登録を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権については、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者は、当該特定試験研究機関又は当該試験研究独立行政法人を所管する大臣に申請して、その事業が前条第一項各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は前項の規定による認定に、同条第四項から第九項までの規定は前項の認定を受けた者が国又は試験研究独立行政法人であつて特許法第百七条第二項に規定する独立行政法人に該当するもの（以下この項において「特例試験研究独立行政法人」という。）から譲渡を受けた特定試験

3 特許庁長官は、第一項の認定を受けた者が同項に規定する試験研究独立行政法人技術移転事業を実施するときは、政令で定めるところにより、特許法第七十七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

4 特許庁長官は、第一項の認定を受けた者が同項に規定する試験研究独立行政法人技術移転事業を実施するときは、政令で定めるところにより、自己の特許出願について特許法第九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

(報告の徴収)  
第十四条 (略)

研究機関又は特例試験研究独立行政法人における技術に関する研究成果に係る特許を受ける権利、同項の認定を受けた者が国又は特例試験研究独立行政法人から譲渡を受けた特定試験研究機関又は特例試験研究独立行政法人における技術に関する研究成果に係る特許を受ける権利に基づいて取得した特許権及び同項の認定を受けた者が国又は特例試験研究独立行政法人から譲渡を受けた特定試験研究機関又は特例試験研究独立行政法人における技術に関する研究成果に係る特許権であつて当該認定を受けた者に属するものに準用する。

3 前条第十項において準用する同条第四項から第九項までの規定は、第一項の認定を受けた者が国又は試験研究独立行政法人であつて実用新案法第三十一条第二項に規定する独立行政法人に該当するもの(以下この項において「特例試験研究独立行政法人」という。)から譲渡を受けた特定試験研究機関又は特例試験研究独立行政法人における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利、同項の認定を受けた者が国又は特例試験研究独立行政法人から譲渡を受けた特定試験研究機関又は特例試験研究独立行政法人における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権及び同項の認定を受けた者が国又は特例試験研究独立行政法人から譲渡を受けた特定試験研究機関又は特例試験研究独立行政法人における技術に関する研究成果に係る実用新案権であつて当該認定を受けた者に属するものに準用する。

(報告の徴収)  
第十四条 (略)

2 文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認

2 | 特定試験研究機関又は試験研究独立行政法人を所管する大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者又は前条第一項の認定を受けた者に対し、その業務の状況について報告を求めることができる。

#### 附則

(承認事業者に係る特許料等に関する特例措置等)

第三条 承認事業者が国立大学法人(国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。)、大学共同利用機関法人(同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。)、又は独立行政法人国立高等専門学校機構から譲渡を受けた特許権若しくは特許を受ける権利(産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)附則第三条第一項各号に掲げるものに限る。)、又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権(平成十九年三月三十一日までにされた特許出願(同年四月一日以後にする特許出願であつて、特許法第四十四条第二項(同法第四十六条第五項において準用する場合を含む。))の規定により同年三月三十一日までにしたものとみなされるものを除く。))に係るものに限る。)であつて承認事業者に属するものについて特許法第七十七条第一項の規定により納付すべき特許料、同法第九十五条第一項若しくは第二項の規定により納付すべき手数料又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第一項の規定により納付すべき手数料の納付については、承認事業者を国とみなして特許法第七十七条第二項、第九十五条第四項及び第五項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第三項及び第四項の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 (略)

定事業者に対し、その業務の状況について報告を求めることができる。

3 | 特定試験研究機関を所管する大臣は、この法律の施行に必要な限度において、前条第一項の認定を受けた者に対し、その業務の状況について報告を求めることができる。

(罰則に関する経過措置)

第三条 (略)



改正案	現行
<p>（特許料等の特例）</p> <p>第十六条 特許庁長官は、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第七十七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲げる者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 その特許発明が独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、高等専門学校を設置する者であるもの以外のものをいう。以下この条において同じ。）であつて試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるものの役員又はその職員のうち専ら研究に従事する者（以下この条において「独立行政法人研究者」という。）がした職務発明である場合において、その独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継した当該独立行政法人</p> <p>四 その特許発明が公設試験研究機関（地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校を除く。）であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。以下この条において同じ。）の長又はその職員のうち専ら研究に従事する者（以下この条において「公設試験研究機関研究者」という。）がした職務発明である場合において、その公設試験研究機関研究者から特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を設置する者</p> <p>2 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者が次に掲げる者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査</p>	<p>（特許料等の特例）</p> <p>第十六条 特許庁長官は、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第七十七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲げる者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者が次に掲げる者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の</p>

の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

一・二 (略)

三 その発明が独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、その独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継した当該独立行政法人

四 その発明が公設試験研究機関研究者がした職務発明である場合において、その公設試験研究機関研究者から特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を設置する者

請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

一・二 (略)

特許法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二十七号）（附則第十条関係）

改 正 案

現 行

附 則

附 則

（第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置）  
 第三条（略）

（第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置）  
 第三条（略）

2（略）  
 3 この法律の施行前にした特許出願に係る特許料の納付についての特許法第七十七条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる特許料の金額は、次の表に掲げる金額とする。

2（略）  
 3 この法律の施行前にした特許出願に係る特許料の納付についての特許法第七十七条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる特許料の金額は、次の表に掲げる金額とする。

各年の区分	金 額
第一年から第三年まで	毎年千七百円に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき千円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年五千四百円に一発明につき三千三百円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年一万六千二百円に一発明につき一万円を加えた額
（略）	（略）

各年の区分	金 額
第一年から第三年まで	毎年八千五百円に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき五千六百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年一万三千五百円に一発明につき八千四百円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年二万七千円に一発明につき一万六千八百円を加えた額
（略）	（略）

4 この法律の施行前にした特許出願に係る手数料の納付についての特許法第九十五条第二項の規定の適用については、別表第六号中「十六万八千六百円に一請求項につき四千元」とあるのは、「十五万四千六百円」に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき一万八

4 この法律の施行前にした特許出願に係る手数料の納付についての特許法第九十五条第二項の規定の適用については、別表第六号中「八万四千三百円に一請求項につき二千七百元」とあるのは、「七万七千三百円」に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき九千円」

千円」と、同表第十一号中「四万九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは、「二万七千五百円に一発明につき二万七千五百円」とする。

と、同表第十三号中「四万九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは、「二万七千五百円に一発明につき二万七千五百円」とする。

特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）（附則第十二条関係）

改 正 案		現 行	
<p>附則 （第三条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置） 第四条（略） 2 前項の場合において、特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律 号。以下「平成十五年改正法」という。）の施行後に請求される旧実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判及び特許法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十一号。以下「平成十一年改正法」という。）の施行後にした行為に対する罰則の適用については、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧実用新案法の次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、同項の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>	<p>附則 （第三条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置） 第四条（略） 2 前項の場合において、この法律の施行後に請求される明細書又は図面の訂正並びに特許法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十一号）の施行後に請求される旧実用新案法第三十七条第一項の審判及び特許法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十一号。以下「平成十一年改正法」という。）の施行後にした行為に対する罰則の適用については、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧実用新案法の次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、同項の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>	<p>第七條の二第二項 並びに第三十九條第三項 第三十七條 實用新案登録が次の各号の一に該当するときは、その實用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この</p>	<p>第三十七條第一項 二 その實用新案登録が条約に違反してされたとき。 二 その實用新案登録が条約に違反してされたとき。 二の二 その實用新案登録の願書に添付した明細書又は図面の訂正が第三十九條第一項ただし書、第二項若しくは第三項（第四十條第五項において準用する場合を含む。）又は第四十條第二</p>

場合において、  
二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。  
一 その実用新案登録が第三条、第二条の二、第四条、第七条第一項から第三項まで若しくは第八項、第九条第一項において準用する特許法第三十八条又は第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。  
二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。  
三 その実用新案登録が第五条第四項又は第五項（第三

一 その実用新案登録が第三条、第三条の二、第四条、第七条第一項から第三項まで若しくは第八項、第九条第一項において準用する特許法第三十八条又は第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。  
二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。  
二の二 その実用新案登録の願書に添付した明細書又は図面の訂正が第三十九条第一項ただし書若しくは第三項から第五項まで（第四十条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第四十条の二第一項ただし書の規定に違反してされたとき。  
三 その実用新案登録が第五条第四項又は第五項（第三号を除く。）及び第六項に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に対してされたとき。  
四 その実用新案登録が考案者でない者であつてそ

項ただし書の規定に違反してされたとき。

号を除く。)及び第六項に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に対してされたとき。

四| その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案について実用新案登録を受け、承継しないものの実用新案登録出願に対してされたとき。

五| 実用新案登録がされた後において、その実用新案権者が第五十五条第三項において準用する特許法第二十条の規定により実用新案権を享有することができな

の考案について実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に対してされたとき。

五| 実用新案登録がされた後において、その実用新案権者が第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により実用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその実用新案登録が条約に違反することとなつたとき。

2| 前項の審判は、何人も請求することができる。ただし、実用新案登録が同項第一号に該当すること(その実用新案登録が第九条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。)又は同項第四号に該当することを理由とするものは、利害関係人に限り請求することができる。

3| 第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。

4| 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、そ

<p>第三十九 条から第 四十一 条まで</p>	
<p>第三十九 条 実用 新案権者 は、次に 掲げる事 項を目的 とする場 合に限り 、願書に 添付した 明細書又 は図面の 訂正をし 、その旨 を当該実 用新案権 者その他 の者に通 知しなけ ればなら ない。</p>	<p>2   前項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。</p> <p>3   審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。</p>
<p>第三十九 条 実用 新案権者 は、願書 に添付し た明細書 又は図面 の訂正を すること ができる。 ただし、 その訂正 は、次に 掲げる事 項を目的 とするも のに限る。 一 実用 新案登録 請求の範</p>	<p>の旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。</p>

<p>第三十九 条第一 項</p>	
<p>次に掲げる事項を目的とする場合に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることができる。ただし、その訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内に</p>	
<p>第三十七 条第一 項の審判 が特許庁 に係属し ている場 合を除き 、願書に 添付した 明細書又 は図面の 訂正をす ることが できる。 ただし、 その訂正 は、願書 に添付し た明細書 又は図面 に記載し た事項の 範囲内に</p>	

いて審判を請求  
することができ  
る。

一 実用新案登  
録請求の範囲  
の減縮

二 誤記の訂正

三 明瞭でない  
記載の釈明

2 前項の明細書  
又は図面の訂正  
は、実質上実用  
新案登録請求の  
範囲を拡張し、  
又は変更するも  
のであつてはな  
らない。

3 第一項第一号  
の場合、訂正  
後における実用  
新案登録請求の  
範囲に記載され  
ている事項によ  
り構成される考  
案が実用新案登  
録出願の際独立  
して実用新案登  
録を受けること  
ができるもので  
なければならな  
い。

4 第一項の審判

囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明りよでない記載の  
釈明

2 前項の審判は、第三十七  
条第一項の審判が特許庁に  
係属した時からその審決が  
確定するまでの間は、請求  
することができない。ただ  
し、同項の審判の審決に対  
する訴えの提起があつた日  
から起算して九十日の期間  
内（当該事件について第四  
十七条第二項において準用  
する特許法等の一部を改正  
する法律（平成十五年法律  
第 号）第一条の規定  
による改正後の特許法（以  
下「平成十五年改正特許法」  
という。）第八十一条第  
一項の規定による審決の取  
消しの判決又は同条第二項  
の規定による審決の取消し  
の決定があつた場合におい  
ては、その判決又は決定の  
確定後の期間を除く。）は、  
この限りでない。

3 第一項の明細書又は図面  
の訂正は、願書に添付した  
明細書又は図面に記載した  
事項の範囲内においてしな  
ければならない。

おいてしなければならず、か  
つ、次に掲げる事項を目的と  
するものに限る。

<p>(訂正の無効の審判)  第四十条 願書に添附した明細書又は図面の訂正が前条第一項から第三項までの規定に違反しているときは、その訂正を無効にすることに</p>	<p>は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。</p>
<p>(答弁書の提出等)  第四十条 審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。  2 審判長は、第四十一条において準用する平成十五年改正特許法第百三十一条の二第二項の規定により請求</p>	<p>4 第一項の明細書又は図面の訂正は、実質上実用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。  5 第一項ただし書第一号に掲げる事項を目的とする訂正は、訂正後における実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により構成される考案が実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受けることができるものでなければならない。  6 第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。</p>

<p>第四十条  第一項</p>	<p>願書に添附した明細書又は図面の訂正が前条第一項から第三項までの規定に違反しているときは、その訂正を無効にすることについて審判を請求することができる。</p>
<p>審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。</p>	

		<p>て審判を請求することができ る。</p> <p>2 第三十七条第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。</p>
<p>書の補正を許可するとき は、その補正に係る手続補 正書の副本を被請求人に送 達し、相当の期間を指定し て、答弁書を提出する機会 を与えなければならない。 ただし、被請求人に答弁書 を提出する機会を与える必 要がないと認められる特別 の事情があるときは、この 限りでない。</p> <p>3 審判長は、第一項又は前 項本文の答弁書を受理した ときは、その副本を請求人 に送達しなければならない い。</p> <p>4 審判長は、審判に関し、 当事者及び参加人を審尋す ることができる。</p> <p>(訂正の請求) 第四十条の二 第三十七条第 一項又は第四十八条の十二 第一項の審判の被請求人 は、前条第一項若しくは第 二項、次条第一項若しくは 第二項又は第四十一条にお いて準用する特許法第百五 十二条第二項の規定により 指定された期間内に限り、 願書に添付した明細書又は 図面の訂正を請求すること</p>	<p>書 の 補 正 を 許 可 す る と き は 、 そ の 補 正 に 係 る 手 続 補 正 書 の 副 本 を 被 請 求 人 に 送 達 し 、 相 当 の 期 間 を 指 定 し て 、 答 弁 書 を 提 出 す る 機 会 を 与 え な け れ ば な ら な い。 た だ し 、 被 請 求 人 に 答 弁 書 を 提 出 す る 機 会 を 与 え る 必 要 が な い と 認 め ら れ る 特 別 の 事 情 が あ る と き は 、 こ の 限 り で な い。</p> <p>3 審判長は、第一項又は前 項本文の答弁書を受理した ときは、その副本を請求人 に送達しなければならない い。</p> <p>4 審判長は、審判に関し、 当事者及び参加人を審尋す ることができる。</p>	<p>第四十条 第二項</p> <p>2 第三十七条第二項 の規定は、前項 の審判の請求に 準用する。</p>
<p>4 審判長は、審判に関し、 当事者を尋問することがで き</p>	<p>3 審判長は、第一項の答弁 書又は前項の訂正の請求書 に添付された訂正した明細 書若しくは図面を受理した ときは、その副本を請求人 に送達しなければならない い。</p> <p>2 誤記の訂正 一 実用新案登録請求の範 囲の減縮 二 誤記の訂正 三 明りようでない記載の 釈明</p>	<p>2 第三十七条第一項又は第 四十八条の十二第一項の審 判の被請求人は、前項又は 次条において準用する特許 法第百五十二条第二項の規 定により指定された期間内 に限り、願書に添付した明 細書又は図面の訂正を請求 することができる。ただし、 その訂正は、願書に添付し た明細書又は図面に記載し た事項の範囲内においてし なければならない。かつ、次 に掲げる事項を目的とする ものに限る。</p> <p>2 第三十七条第一項又は第 四十八条の十二第一項の審 判の被請求人は、前項又は 次条において準用する特許 法第百五十二条第二項の規 定により指定された期間内 に限り、願書に添付した明 細書又は図面の訂正を請求 することができる。ただし、 その訂正は、願書に添付し た明細書又は図面に記載し た事項の範囲内においてし なければならない。かつ、次 に掲げる事項を目的とする ものに限る。</p>

ができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 実用新案登録請求の範囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明りようでない記載の  
積明

2 | 審判長は、前項の訂正の請求書及びこれに添付された訂正した明細書又は図面を受理したときは、これらの副本を請求人に送達しなければならぬ。

3 | 審判官は、第一項の訂正の請求が同項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は第五項において読み替えて準用する第三十九条第三項から第五項までの規定に適合しないことについて、当事者又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができぬ。  
この場合において、当該理由により訂正の請求を認めないときは、審判長は、審理の結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。

きる。

5 | 前条第二項から第四項まで並びに特許法第二百二十七条、第二百二十八条、第三百十一条、第三百三十二条第三項及び第四項並びに第六百六十四条第一項の規定は、第二項の場合に準用する。この場合において、前条第三項中「第一項第一号の場合には」とあるのは、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判においては、当該審判の請求がされていない請求項についての訂正であつて、第四十条第二項第一号の場合には」と読み替えるものとする。

4 | 第一項の訂正の請求がされた場合において、その審判事件において先にした訂正の請求があるときは、当該先の請求は、取り下げられたものとみなす。

5 | 第三十九条第三項から第六項まで並びに特許法第二百二十七条、第二百二十八条、第二百三十一条並びに第三百三十二条第三項及び第四項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、第三十九条第五項中「第一項ただし書第一号」とあるのは、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の請求がされていない請求項に係る第一項ただし書第一号」と読み替えるものとする。

(取消しの判決等があつた場合における訂正の請求)  
第四十条の三 審判長は、第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の審決（審判の請求に理由がないとするものに限る。）に対する第四十七条第二項において準用する平成十五年改正特許法第八十一条

---

---

---

第一項の規定による取消しの判決が確定し、同条第五項の規定により審理を開始するときは、その判決の確定の日から一週間以内に被請求人から申立てがあつた場合に限り、被請求人に対し、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定することができる。

2 | 審判長は、第四十七条第二項において準用する平成十五年改正特許法第百八十一条第二項の規定による審決の取消しの決定が確定し、同条第五項の規定により審理を開始するときは、被請求人に対し、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定しなければならぬ。ただし、当該審理の開始の時に、当該事件について第三十九条第二項ただし書に規定する期間内に請求された同条第一項の審判の審決が確定している場合は、この限りでない。

3 | 第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の被請求人は、第三十九

---

---

---

---

条第二項ただし書に規定する期間内に同条第一項の審判を請求した場合において、前二項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求をするときは、その審判の請求書に添付した訂正した明細書又は図面を援用することができ

4| 第三十九条第二項ただし書に規定する期間内に同条第一項の審判の請求があつた場合において、第一項又は第二項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求がされたときは、その審判の請求は、取り下げられたものとみなす。ただし、訂正の請求の時にその審判の審決が確定している場合は、この限りでない。

5| 第三十九条第二項ただし書に規定する期間内に同条第一項の審判の請求があつた場合において、第一項又は第二項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求がされなかつたときは、その期間の末日に、その審判の請求書に添

---

<p>第四十七 条第二項</p>	<p>及び第七十九 条から第八十二 条まで</p>	<p>、第七十九 条、第八十 条及び第八 十二並びに 平成十五年 改正特許法 第八十一 条</p>		<p>(特許法の準用) 第四十一 条 特許法 第二百二十五 条、第二百 二十七条、 第二百二十八 条、第二百三十 条から第七十 条まで(審決の効 果、審判の請求、 審判官、審判の 手続、訴訟との 関係及び審判に おける費用)の 規定は、審判に 準用する。</p>	<p>(特許法の準用) 第四十一 条 特許法第 百二十五条、 第二百二十七 条、第二百二十八 条、第二百三十 条から第六十 一条及び第六 十六から第七 十条まで並び に平成十五年 改正特許法第 百三十一條の 二及び第三百 三十三條(審決 の効果、審判 の請求、審判 官、審判の手 続、訴訟との 関係及び審判 における費用) の規定は、審 判に準用する。</p>			<p>付された訂正した明細書又は 図面を第三項の規定により 援用した同条第一項の訂正 の請求がされたものとみな す。ただし、その期間の末 日にその審判の審決が確定 している場合は、この限り でない。</p>
<p>第四十八 条の十二</p>	<p>第三十九 条第四項 中「第三 十七條第</p>	<p>第三十九 条第二項 中「第三 十七條第</p>						

<p>第四十一 条</p>	<p>第三百三十 条から第七 十條まで</p>	<p>第三百三十 二條、第三百 三十三條、第 三百三十五 條から第三百 六十三條ま で、第三百六 十四條第一項 及び第三百六 十六條から第 三百七十條 まで並びに特 許法等の一部 を改正する法 律(平成十年 法律第五十一 号)第一條の 規定による改 正後の特許法 第三百十一 條</p>
-------------------	---------------------------------	---

第二項	<p>「一項」とあるのは、「第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項」と</p>	<p>「一」とあるのは、「第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項」と、同條第六項中、「第三十七條第一項」とあるのは、「第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項」と</p>
第四十八條の十二第三項	<p>第三十七條第二項及び第三項の規定並びに特許法第八十四條の十五第二項及び第四項（國際特許出願固有の理由に基づく特許の無効の審判）</p>	<p>第三十七條第一項後段、第三項及び第四項の規定並びに特許法第八十四條の十五第四項</p>
第五十條の二	<p>第三十七條第二項（第四十條第二項及び第四十八條の十二第三項において準用する場合を含む。）第三十九條第四項</p>	<p>第三十七條第三項（第四十八條の十二第三項において準用する場合を含む。）第三十九條第六項（第四十條の第二五項において準用する場合を含む。）</p>
第五十五條第二項	<p>準用する。</p>	<p>準用する。この場合において、同法第十七條第一項ただし書中「及び請求公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後」とあるのは、「実用新案法第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項の審判に</p>

第五十五條第二項	<p>準用する。</p>	<p>準用する。この場合において、同法第十七條第一項ただし書中「及び請求公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後」とあるのは、「実用新案法第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項の審判に</p>
----------	--------------	---

第五十六 条第三項	第五十六 条第一項 及び第二 項	
前二項	三十万円	
前項	三百万円	<p>において同法第四十条第一項の規定により指定された期間が経過した後（同条第二項、同法第四十条の二第三項、同法第四十条の三第一項若しくは第二項又は同法第四十一条において準用する特許法第百五十三条第二項の規定により期間が指定された場合にあつては、当該期間が経過した後）及び実用新案法第三十九条第一項の審判において同法第四十一条において準用する特許法第百五十六條第一項の規定による通知があつた後（同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後）と、「審判」とあるのは、「審判若しくは実用新案法第四十条の二第一項の訂正」と読み替えるものとする。</p>

第五十六 条第三項	第五十六 条第一項 及び第二 項	
前二項	三十万円	
前項	三百万円	<p>において同法第四十条第一項の規定により指定された期間が経過した後（同条第五項において準用する特許法第百六十四条第一項の規定又は実用新案法第四十一条において準用する特許法第百五十三条第二項の規定により期間が指定された場合にあつては、当該期間が経過した後）及び実用新案法第三十九条第一項の審判において同法第四十一条において準用する特許法第百五十六條第一項の規定による通知があつた後（同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後）と、「審判」とあるのは、「審判若しくは実用新案法第四十条第二項の訂正」と読み替えるものとする。</p>

別表第九号	別表第五号	第六十一条	第五十七条及第五十八条	第六十条	第五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百条
審判又は再審を請求する者	登録異議の申立て（請求公告に係る異議の申立てを含む。）をする者	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十六条第一項若しくは第二項、第五十七条又は第五十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。	十万円	五十万円	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 一 第五十六条第一項一億円以下の罰金刑 二 第五十六条第二項三百万円以下の罰金刑 三 第五十七条又は第五十八条 三千万円以下の罰金刑
審判又は再審を請求する者	登録異議の申立てをする者		百万円	五十万円	
審判、再審又は明細書若しくは図面の訂正を請求する者（その訂正の請求をすること					

別表第九号	別表第五号	第六十一条	第五十七条及第五十八条	第六十条	第五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百条
審判又は再審を請求する者	登録異議の申立て（請求公告に係る異議の申立てを含む。）をする者	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十六条第一項若しくは第二項、第五十七条又は第五十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。	十万円	五十万円	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 一 第五十六条第一項一億円以下の罰金刑 二 第五十六条第二項三百万円以下の罰金刑 三 第五十七条又は第五十八条 三千万円以下の罰金刑
審判、再審又は明細書若しくは図面の訂正を請求する者	登録異議の申立てをする者		百万円	五十万円	

により、第四十条の三第四項の規定に基づき第三十九条第一項の審判の請求が取り下げられたものとみなされる場合を除く。）

3 | 平成十五年改正法の施行前にされた平成十五年改正法附則第十四条の規定による改正前の特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十六号。以下「平成六年改正法」という。）附則第九条第二項において準用する平成六年改正法第二条の規定による改正後の特許法（以下「平成六年改正特許法」という。）第百十二条の登録異議の申立て（以下単に「登録異議の申立て」という。）の決定が確定していない場合における平成十五年改正法の施行後に訂正をする実用新案登録に係る前項において読み替えられた旧実用新案法第三十九条第二項の規定の適用については、同項中「第三十七条第一項の審判が」とあるのは「特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）附則第十四条の規定による改正前の特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十六号。以下「平成六年改正法」という。）附則第九条第二項において準用する平成六年改正法第二条の規定による改正後の特許法（以下「平成六年改正特許法」という。）第百十二条の登録異議の申立て（以下単に「登録異議の申立て」という。）又は第三十七条第一項の審判が」と、「その審決」とあるのは「その決定又は審決」と、「同項の審判の審決に対する」とあるのは「登録異議の申立てについての平成六年改正法附則第九条第二項において準用する平成六年改正特許法第百十四条第二項の取消決定（以下単に「取消決定」という。）又は第三十七条第一項の審判の審決に対する」と、「審決の取消しの判決」とあるのは「取消決定又は審決の取消しの判決」とする。

4 | 平成十五年改正法の施行前に請求された登録異議の申立て又は旧実用新案法第三十七条第一項若しくは第四十八条の十二第

3 | 平成十一年改正法の施行前に請求された旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判における明細書又は図面の訂正については、第二項において読み替えられた旧実用新案法第四十条第五項後段の規定は、適用しない。

一項の審判に係る平成六年改正法附則第九条第二項において準用する平成六年改正特許法第百十四条第二項の取消決定又は審決に対する訴えが、平成十五年改正法の施行の際現に裁判所に係属している場合において、平成十五年改正法の施行後当該訴えについての判決が確定するまでの間において訂正をする実用新案登録に係る第二項において読み替えられた旧実用新案法第三十九条第二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、第二項において読み替えられた旧実用新案法第三十九条第二項中「第三十七条第一項の審判が特許庁に係属したときからその審決が確定するまでの間は」とあるのは「特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）附則第十四条の規定による改正前の特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十六号）附則第九条第二項において準用する同法第二十条の規定による改正後の特許法第百十三条の登録異議の申立て又は第三十七条第一項若しくは第四十八条の十二第一項の審判が特許庁に係属している場合は」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

改正案	現行
<p>附則 （平成五年旧実用法の適用を受ける実用新案登録出願についての経過措置） 第九条（略）</p> <p>2 前項に規定する実用新案登録出願については、平成五年旧実用法第十三条において準用する平成五年旧特許法第五十五条第一項の規定による登録異議の申立てはできないものとする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>附則 （平成五年旧実用法の適用を受ける実用新案登録出願についての経過措置） 第九条（略）</p> <p>2 前項に規定する実用新案登録出願については、平成五年旧実用法第十三条において準用する平成五年旧特許法第五十五条第一項の規定による登録異議の申立てはできないものとし、特許法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十一号。以下「平成十一年改正法」という。）による改正後の特許法（以下「平成十一年改正特許法」という。）第五章の規定を当該実用新案登録出願について実用新案登録がされた場合に準用する。</p> <p>この場合において、平成十一年改正法の施行の際現に特許庁に係属している登録異議の申立てにおける明細書又は図面の訂正については、平成十一年改正特許法第二十條の四第三項後段の規定は、適用しない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 第二項において準用する平成十一年改正特許法第一百三條の規定により登録異議の申立てをする者は一件につき四千三百円に一請求項につき五百円を加えた額（昭和六十二年改正法の施行前にした実用新案登録出願に係る登録異議の申立てにあつては、一件につき五千五百円）の範囲内において政令で定める額の手数料を、同項において準用する平成十一年改正特許法第一百八條第一項の規定による参加を申請する者は一件につき五千五百円の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならぬ。</p> <p>5 平成十一年改正特許法第七章の規定は、第二項において準用する平成十一年改正特許法第一百四條第二項の取消決定が確定した場合に準用する。</p>

<p>4  前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に伴って必要となる経過措置は、政令で定める。</p>	
	<p>6  第二項において準用する平成十一年改正特許法第百十三条の規定による登録異議の申立てに關し第二条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、平成五年旧実用法第五十七条中「実用新案登録又は審決」とあるのは「特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十六号。以下「改正法」という。）附則第九条第二項において準用する改正法第二条の規定による改正後の特許法（以下「改正特許法」という。）第百十三条の規定による登録異議の申立て（以下単に「登録異議の申立て」という。）についての決定」と、平成五年旧実用法第五十九条第一項、第六十三条及び第六十四条中「この法律」とあるのは「改正特許法」と、平成五年旧実用法第五十九条第二項中「査定又は審決」とあるのは「登録異議の申立てについての決定」と、平成五年旧実用法第六十二条中「第四十一条において、第十二条において準用する特許法第五十九条において、第四十一条において準用する特許法第六十一条の三第三項において準用する同法第五十九条において、又は第四十五条において準用する特許法第七十四条第一項から第四項までにおいて、それぞれ準用する同法」とあるのは「改正法附則第九条第二項において準用する改正特許法第百十九条（改正法附則第九条第五項において準用する改正特許法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する改正特許法」とする。</p> <p>7  第三項から前項までに定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に伴って必要となる経過措置は、政令で定める。</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則 第十五条（略）</p> <p>2 新商標法第四十条第二項及び第三項（登録料）、第四十一条第二項及び第三項（登録料の納付期限）、第四十一条の第二項から第六項まで（登録料の分割納付）、第四十一条の三（利害関係人による登録料の納付）、第四十二条（既納の登録料の返還）並びに第四十三条（割増登録料）並びに特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）第四条の規定による改正後の商標法第四十条第四項及び第五項の規定は、更新登録の出願に関する登録料又は割増登録料に準用する。この場合において、新商標法第四十条第二項及び第四十一条の第二項中「存続期間の更新登録の申請をする者」とあるのは「存続期間を更新した旨の登録を受ける者」と、第四十一条第二項中「前項」とあるのは「次項」と、第四十一条第三項、第四十一条の第二項及び第四十三条第二項中「更新登録の申請と同時に」とあるのは「商標権の存続期間の更新登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日（商標権の存続期間の満了前にその送達があつたときは、存続期間の満了の日）から三十日以内に」と、第四十一条の二第六項中「第一項」とあるのは「第二項」と、「商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内」とあるのは「商標権の存続期間の更新登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日（商標権の存続期間の満了前にその送達があつたときは、存続期間の満了の日）から三十日以内」と読み替えるものとする。</p>	<p>附 則 第十五条（略）</p> <p>2 新商標法第四十条第二項及び第三項（登録料）、第四十一条第二項及び第三項（登録料の納付期限）、第四十一条の第二項から第六項まで（登録料の分割納付）、第四十一条の三（利害関係人による登録料の納付）、第四十二条（既納の登録料の返還）並びに第四十三条（割増登録料）並びに特許法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十一号）第五条の規定による改正後の商標法第四十条第四項から六項までの規定は、更新登録の出願に関する登録料又は割増登録料に準用する。この場合において、新商標法第四十条第二項及び第四十一条の第二項中「存続期間の更新登録の申請をする者」とあるのは「存続期間を更新した旨の登録を受ける者」と、第四十一条第二項中「前項」とあるのは「次項」と、第四十一条第三項、第四十一条の第二項及び第四十三条第二項中「更新登録の申請と同時に」とあるのは「商標権の存続期間の更新登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日（商標権の存続期間の満了前にその送達があつたときは、存続期間の満了の日）から三十日以内に」と、第四十一条の二第六項中「第一項」とあるのは「第二項」と、「商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内」とあるのは「商標権の存続期間の更新登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日（商標権の存続期間の満了前にその送達があつたときは、存続期間の満了の日）から三十日以内」と読み替えるものとする。</p>